

このウズベキスタン共和国法「株式会社及び株主の権利保護について」(株式会社法)和訳(仮訳)は、独立行政法人国際協力機構(JICA)から提供いただいた同法の和訳版につき、2007年7月23日現在の同法の内容に基づいて、法務総合研究所国際協力部において改訂したものです。

2008年3月 法務総合研究所国際協力部

ウズベキスタン共和国法 「株式会社及び株主の権利保護について」(仮訳) (1996年4月26日制定・最終改正2007年7月23日)

(改訂：1996年12月27日，1997年12月26日，1998年8月29日，1999年8月20日，2000年12月15日，2002年12月13日，2003年8月30日 N535-II，2006年4月4日 N3PY-28，2007年7月23日 N3PY-104)

(目次)

- 第1章 総則(第1条 - 第9条)
- 第2章 株式会社の設立(第10条 - 第18条)
- 第3章 会社の資本金 会社の株式，社債その他の有価証券 会社の純資産(第19条 - 第34条)
- 第4章 株式及び他の有価証券の譲渡及び発行(第35条 - 第46条)
- 第5章 株主名簿及び株式の保管(第47条 - 第52条)
- 第6章 配当(第53条 - 第62条)
- 第7章 株式会社の管理機関(第63条 - 第88条)
- 第8章 会社による大規模取引の実施(第89条・第90条)
- 第9章 会社による取引実施の利害関係(第91条 - 第94条)
- 第10章 株式会社の組織変更及び清算(第95条 - 第104条)
- 第11章 簿記及び報告 書類の保管 会社に関する情報(第105条 - 第109条)
- 第12章 会社の事業活動に対する監査(第110条 - 第112条)
- 第13章 総括条項(第113条 - 第118条)

第1章 総則

- 第1条 株式会社及び株主の権利保護に関する法制
- 第2条 株式会社の法的地位
- 第3条 会社の名称及び所在地
- 第4条 会社の責任
- 第5条 株式会社の形態
- 第6条 公開型株式会社
- 第7条 閉鎖型株式会社
- 第8条 会社の支店及び駐在員事務所
- 第9条 会社の子会社及び従属会社

第2章 株式会社の設立

- 第10条 会社設立の方法
- 第11条 会社の設立

- 第 12 条 会社の発起人
- 第 13 条 創立総会（会議）
- 第 14 条 会社の設立書類
- 第 15 条 会社定款
- 第 16 条 会社定款に対する変更及び追加の付加又は改訂版会社定款の承認
- 第 17 条 会社の国家登記
- 第 18 条 会社定款の変更及び追加又は改訂版会社定款の国家登記

第 3 章 会社の資本金 会社の株式，社債その他の有価証券 会社の純資産

- 第 19 条 会社の資本金及び株式
- 第 20 条 資本金額
- 第 21 条 会社の資本金の増額
- 第 22 条 会社の資本金の減少
- 第 23 条 会社の減資に関する債権者に対する通知
- 第 24 条 株式の種類及び類型
- 第 25 条 額面株式の一株の価額
- 第 26 条 発行済株式と発行予定株式
- 第 27 条 株主の権利
- 第 28 条 普通株の所有者である株主の権利
- 第 29 条 優先株所有者たる株主の権利
- 第 30 条 他人への株式譲渡
- 第 31 条 会社が自己株式を取得する手続
- 第 32 条 社債等の会社の有価証券
- 第 33 条 会社の株式等の有価証券に対する払込み
- 第 34 条 会社の準備金と純資産

第 4 章 株式及び他の有価証券の譲渡及び発行

- 第 35 条 株式の譲渡（売却）
- 第 36 条 株式の発行
- 第 37 条 株式の発行価額
- 第 37 - 1 条 株式会社に形態変更される国営企業の従業員に対する株式の譲渡
- 第 38 条 株式に転換できる有価証券の発行価額
- 第 39 条 株式に転換できる有価証券の発行時に際する株主の権利の保障
- 第 40 条 株式に転換できる有価証券の優先取得権を行使する手続
- 第 41 条 発行済株式の会社による取得
- 第 42 条 会社による発行済株式の取得に対する制限
- 第 43 条 株式の併合及び分割
- 第 44 条 株主の請求に基づく会社による株式の買取り
- 第 45 条 株主所有の株式を会社が買い取るように請求する権利の株主による行使
- 第 46 条 資産の市場価額の確定

第 5 章 株主名簿及び株式の保管

- 第 47 条 株主名簿
- 第 48 条 株主名簿謄本
- 第 49 条 株式会社の株主名簿の記載
- 第 50 条 名簿保管人の責任

第 51 条 有価証券の名義上の保有者

第 52 条 株式の保管

第 6 章 配当

第 53 条 配当

第 54 条 配当の支払期限と支払形態

第 55 条 期末配当と中間配当

第 56 条 配当支払の手続

第 57 条 配当支払の対象となる株式

第 58 条 支払われなかった配当及び受け取られなかった配当

第 59 条 配当を支払わない株式会社の組織変更（削除）

第 60 条 配当の支払に対する制限

第 61 条 配当の支払に関する株主への通知

第 62 条 配当課税

第 7 章 株式会社の管理機関

第 63 条 株式会社の経営管理

第 64 条 株主総会

第 65 条 株主総会の権限

第 66 条 株主総会の決議

第 67 条 書面決議の方法（投票方式）で採択された株主総会の決議

第 68 条 株主総会の参加権

第 69 条 株主総会開催の通知

第 70 条 会社の株主総会の議題に含める問題の提案

第 71 条 株主総会の開催準備

第 72 条 臨時株主総会

第 73 条 議決集計委員会

第 74 条 株主の総会参加手続

第 75 条 株主総会の定足数

第 76 条 株主総会の議決

第 77 条 議決用投票用紙

第 78 条 議決用投票用紙によって実施される議決投票の際の票の集計

第 79 条 票決の開票結果に関する議事録

第 80 条 株主総会の議事録

第 81 条 会社の監督役員会

第 82 条 会社の監督役員会の権限

第 83 条 会社の監督役員会の選出

第 84 条 会社の監督役員会の議長

第 85 条 会社の監督役員会の会議

第 86 条 会社の執行機関

第 87 条 会社の合議制執行機関（理事会，重役会）

第 88 条 監督役員会の構成員，単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会，重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者の責任

第 8 章 会社による大規模取引の実施

第 89 条 会社による資産の取得又は譲渡に関連した大規模取引

第 90 条 会社による資産の購入又は譲渡に関連する大規模取引の実施

第 9 章 会社による取引実施の利害関係

第 91 条 会社による取引実施の利害関係者

第 92 条 会社による取引実施の利害関係に関する情報

第 93 条 取引実施に利害関係のある取引を締結する手続に対する要件

第 94 条 取引実施に利害関係のある取引に対する要件を満たさない場合の効果

第 10 章 株式会社の組織変更及び清算

第 95 条 会社の組織変更

第 96 条 新設合併

第 97 条 会社の吸収合併

第 98 条 会社の分割

第 99 条 会社の分離

第 100 条 会社の形態変更

第 101 条 会社の清算

第 102 条 会社の清算手続

第 103 条 株主間で行う清算会社の財産分配

第 104 条 会社の清算時

第 11 章 簿記及び報告 書類の保管 会社に関する情報

第 105 条 会社の会計帳簿及び財務報告

第 106 条 会社の書類の保管

第 107 条 会社による情報提供

第 108 条 会社による情報の義務的公表

第 109 条 会社の提携者に関する情報

第 12 章 会社の事業活動に対する監査

第 110 条 監査役会

第 110 - 1 条 内部監査機関

第 111 条 会計監査機関

第 112 条 監査役会又は会計監査人の調査報告

第 13 章 総括条項

第 113 条 株主の権利及び利益の保障

第 114 条 株主の権利保護の制度

第 115 条 株主の権利を擁護する方法

第 116 条 民営化企業による株式の初回発行に際する従業員の権利の擁護

第 117 条 証券会社の責任

第 118 条 国際条約・協定

第 1 章 総則

第 1 条 株式会社及び株主の権利保護に関する法制

- 1 株式会社の設立、事業活動及び清算並びに株主の権利保護は、本法及びウズベキスタン共和国の他の法令により規制される。
- 2 農業、金融、投資及び保険業分野の株式会社並びに国営企業の民営化に伴う株式会社の設立及び法的地位の特則は、法律により定められる。

第2条 株式会社の法的地位

- 1 株式会社として認められるのは、その定款資本が、株主に対する会社の義務を証明する株式として一定数に分割されている経営主体である。
- 2 会社は、法律で禁止されていないあらゆる種類の事業活動を行う際に、権利を有し、義務を負う。
- 3 会社は法人であり、その独立した貸借対照表に含まれている個別の財産を所有し、会社の名において財産権や非財産権的人格権を取得し、その権利を行使し、義務を負い、裁判で原告又は被告になることができる。
- 4 会社は、国家機関による登記の時点から、法人の権利を取得する。会社は、その定款に別段の定めのない限り、期間の定めなしに設立が行われる。
- 5 会社は、所定の手続に基づき、ウズベキスタン共和国の国内外で銀行口座を開く権利を有する。
- 6 会社は、会社の母国語表記の完全名称及び所在地を表示した丸印を所持しなければならない。丸印には、他の任意の言語で表記された会社名を同時に記すこともできる。
- 7 会社は、会社名入りの印鑑、社用箋、シンボルマーク、所定の手続により登録された商標やその他の視覚的な個別化手段を有する権利を有する。
- 8 会社は、法律で禁止されていない又は設立書類に明記されていない、あらゆる種類の事業を、法律に定める手続に基づいて行うことができる。会社の発起人は、主な事業種のみを設立書類に記す権利を有する。

第3条 会社の名称及び所在地

- 1 会社は、組織上及び法律上の形態並びに型（閉鎖型又は公開型）を示す自己の名称を有する。
- 2 会社は、自己の選択に基づき、国語及びその他の言語で表記した完全名称及び略称を有する権利を持つ。
- 3 会社の所在地は、会社が国家登記された場所により規定される。
- 4 会社は、通信連絡を行うことのできる郵便住所を持たなければならず、その郵便住所の変更について、法人の国家登記機関に通知しなければならない。

第4条 会社の責任

- 1 会社は自己の債務に関して、自己が所有する全財産をもって責任を負う。
- 2 株主は、会社の債務の責任を負わず、株主が所有する株式の額面の範囲内で、事業に関わる損失のリスクを負う。
- 3 所有する株式の払込みを完全に遂行していない株主は、所有する株式の未払額の範囲内で、会社の債務に関して連帯責任を負う。
- 4 会社は、株主の債務に責任を負わない。
- 5 会社の支払不能（倒産）が会社に強制的な指示を出す権利を持つ株主として行動している者の不法行為に起因する場合、会社の資産不足の際に、当該株主に債務の補充責任が課される。
- 6 株主が会社に強制的な指示を出す権利を有するのは、株式会社の定款で当該権利が定められている場合に限る。
- 7 会社の支払不能（倒産）が、会社に強制的な指示を出す権利を有する株主の行為により引き起こされたと考えられるのは、その行為の結果倒産が起きると明らかに知りながら、会社による行為の遂行を目的として、指示の権利を行使した場合に限る。
- 8 会社が国及び国家機関の債務の責任を負わないのと同様に、国及び国家機関は、会社の債務の責任を負わない。

第5条 株式会社の形態

株式会社は、公開型又は閉鎖型とすることができる。公開型株式会社の発起人の最低数に対する制限はないが、閉鎖型株式会社の発起人数は、最低3人と定められている。発起人はみな、その株主でなければならない。

第6条 公開型株式会社

- 1 公開型株式会社として認められるのは、株式会社の社員が自分の所有する株式を他の株主の同意なしに譲渡できる会社である。
- 2 公開型株式会社は、自己が発行する株式の公開募集を行い、法律の規定に基づき、自由に売買を行うことができる。
- 3 公開型株式会社は、会社の定款と法律に基づき非公開募集を行う可能性が制限されている場合を除き、会社が発行する株式の非公開募集を行うことができる。
- 4 公開型株式会社の株主数は、無制限である。

第7条 閉鎖型株式会社

- 1 株式が発起人又は予め特定された人だけに分配される株式会社を、閉鎖型株式会社と称する。
- 2 閉鎖型株式会社は、会社が発行する株式を公開募集する権利又は他の手段で不特定の人に対して株式を提供する権利を有しない。閉鎖型株式会社の株主数は、50人以下でなければならない。規定範囲を超えた場合、会社は閉鎖型株式会社としての制限数を超えた株主が株主名簿に登録された日から6か月以内に、公開型株式会社に形態変更しなければならず、この期間が満了したときは、裁判手続による清算を行う。
- 3 閉鎖型株式会社の株主は、会社の他の株主が売却する株式を、第三者に対する提供価格で取得する優先権を有する。会社定款により、株主が売却する株式に対し株主が優先取得権を行使しなかった場合の会社の優先取得権を定めることができる。
- 4 株主が売却する株式の取得に対する優先権を行使する手続及び期間は、会社定款で定められる。優先権を行使できる期間は、株式売却の提示時点から30日以上60日以内である。

第8条 会社の支店及び駐在員事務所¹

- 1 会社は、支店を設置し、駐在員事務所を開設することができる。支店及び駐在員事務所は、それらを設立した会社から独自の財産を分与され、会社が承認した規約に基づいて活動する。
- 2 支店及び駐在員事務所の長は会社に任命され、会社から提出された委任状に基づいて活動する。
- 3 支店及び駐在員事務所の事業活動に対する責任は、それらを設立した会社が負う。
- 4 会社定款には、会社の支店及び駐在員事務所の情報が含まれていなければならない。支店及び駐在員事務所の情報の変更に関係する、会社定款の変更についての報告は、所定の手続に基づき、法人の国家登記機関に届出をしなければならない。会社定款の上記変更は、報告の時点から、第三者に対する効力を発する。
- 5 ウズベキスタン共和国の国内外での支店設立及び現地事務所開設は、ウズベキスタン共和国の国際条約に別段の定めがない場合には、支店及び現地事務所が所在する国の法律に基づいて、実施される。

第9条 会社の子会社及び従属会社

¹ 「代表部」、「連絡事務所」と和訳されることもある。ロシア語で представительство

- 1 会社は、法人の権利を有する子会社及び従属会社を持つことができる。
- 2 子会社は、親会社の債務に関して責任を負わない。
- 3 子会社に強制的な指示を出す権利を有する親会社は、当該指示を遂行して子会社が締結した取引に対して、子会社と連帯責任を負う。子会社との契約又は子会社の会社定款に子会社に強制的な指示を出す権利が定められている場合に限り、親会社は、この権利を有する。
- 4 親会社の過失が原因で子会社が支払不能（倒産）に陥った場合、親会社は、子会社の債務に対する補充責任を負う。子会社の支払不能（倒産）が親会社の過失によって起こったとみなされるのは、親会社が上述の権利及び（又は）可能性を利用した結果、子会社が支払不能（倒産）になることを明らかに知りながら、子会社が当該行為を遂行するのを目的として、それを利用した時に限る。
- 5 子会社の株主は、親会社が原因で子会社が被った損失について、親会社に損失の補償を請求することができる。親会社が原因で被った損失と考えられるのは、親会社が持っている権利及び（又は）可能性を利用した結果、子会社が損失を被ると知りながら、子会社によって遂行させる目的で、それを利用した場合に限る。
- 6 会社が従属会社とみなされるのは、それに参加する他の会社がその会社の議決権株式の20%以上を所有している場合である。
- 7 参加する会社と従属会社の相互関係は、法律によって規制される。

第2章 株式会社の設立

第10条 会社設立の方法

会社は、新規設立及び（又は）現存法人の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離、形態変更）の方法で設立することができる。

第11条 会社の設立

- 1 会社の設立は、発起人（複数・単数）の決定により行われる。会社設立に関する決定は、創立総会で採択される。単独で会社を設立する場合、設立の決定は単独決定となる。
- 2 会社の発起人は、発起人間で会社の設立に関する設立契約を締結し、その契約で、会社設立に関する共同作業を行う手続、会社の定款資本金額、発起人間で発行すべき株式の種類と類型、その額と払込手続及び会社設立に当たっての発起人の権利と義務を定める。
- 3 会社設立の決議には、発起人の投票結果、会社設立、会社定款の承認及び会社の管理機関選任の問題に関して、彼らが採択した決議が反映されていなければならない。
- 4 会社の設立、定款の承認、会社の発起人が株式の払込みに向けて提供する有価証券その他の財産権及び金銭的価値を有するその他の権利に対する金銭的評価の承認の決議は、発起人による全会一致で採択される。
- 5 外国資本家参加の会社の設立は、ウズベキスタン共和国の法律に基づいて実施される。
- 6 国営企業を株式会社に形態変更する際、その会社の設立に関する決定は、国有財産を管理する全権機関によって下される。

第12条 会社の発起人

- 1 株式会社の発起人とみなされるのは、会社の設立に関する設立契約に署名した法人及び自然人である。
- 2 法律による別段の定めがない限り、国家機関は、会社の発起人になることはできない。
- 3 会社の発起人は、国家登記するまでの設立に係る債務に対して連帯責任を負う。会社が設立に係る発起人の債務に対する責任を負うのは、株主総会がそれを事後的に承認した場合に限る。

- 4 国営企業を株式会社に形態変更する際、発起人となるのは、国有財産を管理する全権機関である。
- 5 国営企業を株式会社に形態変更する場合における株式配分の手続は、法律に基づいて定められる。
- 6 閉鎖型株式会社の発起人間で行う株式の分配は、設立書類に従って実行される。

第13条 創立総会（会議）

- 1 創立総会（会議）は、次のことを行う。
 - (1) 株式会社設立の決議を採択し、その定款を承認する。
 - (2) 株式に対する超過申込を受け、又は拒否する。株式の超過申込を受ける場合、然るべく、定款資本金を増やす。
 - (3) 設立の過程で発起人により締結された契約を承認する。
 - (4) 発行される株式の種類及び類型とその数量を決定する。
 - (5) 会社の監督役員会及び監査役会を選任する。
- 2 創立総会（会議）での投票は、発起人が提供した分担金に応じて実施される。
- 3 創立総会（会議）は、発起人の過半数により決議の採択を行う。ただし、設立契約の変更を決議する場合は、発起人全員の同意が必要である。
- 4 国営企業が株式会社に形態変更される場合、創立総会は開催されない。

第14条 会社の設立書類

会社の設立書類とは、創立総会（発起人）が承認した定款である。

第15条 会社定款

- 1 会社定款には、次の事項が含まれていなければならない。
 - (1) 会社の完全な名称と略称、所在地（郵便住所）
 - (2) 事業の対象、目的及び期間
 - (3) 定款資本金の額
 - (4) 定款資本金の増減の手続
 - (5) 発行される株式の種類、その額面価額及び各種株式の割合
 - (6) 利益、配当の分配及び損失補償の方法
 - (7) 準備金その他の積立金を形成する手続
 - (8) 会社の社員の権利と義務
 - (9) 会社の経営機構、執行・監査機関の構成員数及びその選出手続並びにこれらの機関の権限
 - (10) 年次報告の作成、監査及び承認の手続
 - (11) 会社の組織変更及び清算の手続
- 2 一人の株主が所有できる株式数の制限及びその合計額面価格は、会社定款により定めることができる。
- 3 会社定款は、法律に矛盾しない他の規定を含めることができる。
- 4 会社は、株主その他関係者の請求に基づき、定款に定める期間内に、変更や追加も含めて、会社定款をその者に閲覧させなければならない。会社は株主の請求に応じて、有効な会社定款の謄本を提供しなければならない。

第16条 会社定款に対する変更及び追加の付加又は改訂版会社定款の承認

会社定款に対する変更及び追加の付加又は改訂した会社定款の承認は、株主総会の決議により行われ、株主総会に出席している議決権株の所有者である株主の4分の3以上の賛成投票があった場合に

採択される。本法第 21 条第 2 項及び同条第 4 項に規定される場合については、議決権株式を所有する出席株主の過半数の賛成による決定又は監督役員会の全会一致決定により承認される。

第 17 条 会社の国家登記

- 1 会社は、法律に定める手続により、国家登記されなければならない。
- 2 会社は、登記のために、定款及び法律に定める他の書類を登記機関に提出する。国営企業を形態変更することによって設立された株式会社は、定款を提出する。
- 3 法律に定める会社設立の手続に違反している場合又はその設立書類が法律に適合しない場合、国家登記は拒否される。会社設立が不適當であるという理由で、登記を拒否する事は許されない。国家登記の拒否と登記期間の違反に対して、裁判所に不服の訴えを提起することができる。
- 4 会社は、法律に定める場合に限って、再登記される。
- 5 国家登記の日から 6 か月以内の期間中に、株式会社は株主総会、監督役員会、会社の執行機関(理事、理事会、重役会、管理会社、管理事業者)の活動の手続、その権利と義務、さらに、会社のそれらの管理機構による決定採択手続を定める、これらの機関に関する規定書を作成し、株主総会においてそれを承認しなければならない。

第 18 条 会社定款の変更及び追加又は改訂版会社定款の国家登記

- 1 会社定款の変更及び追加又は改訂された会社定款は、会社登記のために、本法第 17 条に定める手続に基づき、国家登記されなければならない。
- 2 会社定款の変更及び追加又は改訂版の会社定款は、国家登記の時点から第三者にとっての効力を発し、本法に定める場合には、国家登記を実施する機関に通知した時点から効力を発する。

第 3 章 会社の資本金 会社の株式、社債その他の有価証券 会社の純資産

第 19 条 会社の資本金及び株式

- 1 会社の資本金は、株主によって取得された会社の株式の額面価格から形成される。会社によって発行された会社の全株式の額面価格は、均一でなければならない。
- 2 会社の資本金は、会社の債権者の利益を保障する会社の資産の最低額を規定する。国有財産を基盤に会社を設立する際は、法律に定める手続で確定された企業(資産)の市場価格が、会社の資本金額を形成する。
- 3 会社は普通株及び一類型又は数類型の優先株を発行することができる。発行済優先株の額面価格は、会社の資本金の 20%を超えてはならない。
- 4 会社を設立する際は、その全株式は発起人間で発行されなければならない。

第 20 条 資本金額

- 1 公開型株式会社の資本金の最低額は、会社の国家登記の日におけるウズベキスタン中央銀行のレート換算で 50,000 米ドル相当以上、閉鎖型株式会社の場合は会社の国家登記の日における法定最低賃金額の 200 倍以上でなければならない。
- 2 会社の設立書類に定められている会社の資本金を形成する期限は、法律による別段の定めがない場合には、会社の国家登記の日から 1 年を超えてはならない。

第 21 条 会社の資本金の増額

- 1 会社の資本金は、株式の額面価格の引上げ又は追加株式の発行により増額できる。
- 2 株式の額面価格の引上げによる会社の増資に関する決議及び会社定款に然るべき変更を加える決

議は、株主総会か、又は当該決議の採択権が会社定款若しくは株主総会決議に基づき監督役員会に備わっている場合には監督役員会で採択される。

- 3 追加株式は、会社定款に定める発行予定株式数を限度とする時に限り、会社により発行される。
- 4 追加株式の発行による会社の増資に関する決議は、株主総会か、又は定款若しくは株主総会の決定により当該権限が監督役員会に付与されている場合は監督役員会が採択する。
- 5 追加株式発行による会社の増資に関する決議により、発行される追加普通株の数、その種類の発行予定株式数（割合）を限度とする各種類の優先株数、並びに本法に基づいて発行される株式の優先取得権を有する株主への追加株式の発行価額を含む、上記株式の発行期間及び発行条件が決定されなければならない。
- 6 追加株式発行による増資は、発行された追加株式の額面金額により登記される。この際、該当する類型（タイプ）の株式の発行予定株式数は、発行された追加株式の数量分を減らさなければならない。

第 22 条 会社の資本金の減少

- 1 会社の資本金は、株式の額面価格の減少又は会社が株式の一部を取得して後にそれを消却する方法も含む株式総数の減少により、減少させることができる。
- 2 株式の一部を取得して消却する方法により会社の資本金を減少させることは、会社定款でそのような可能性が定められている場合に限り、認められる。
- 3 資本金の減少により、資本金が会社定款変更の登記日現在において法律が規定する資本金の最低額を下回る結果になる場合、会社は資本金の減少をすることができない。
- 4 資本金の減少及び会社定款に対する然るべき変更を加える決議は、株主総会で採択される。
- 5 資本金の減少についての決議を採択する時、株主総会は資本金減少の理由を示し、減少の手続を定める。
- 6 資本金を減少する際は、会社清算の場合に株主の利益擁護のために定められた要件を遵守しなければならない。

第 23 条 会社の減資に関する債権者に対する通知

会社は、資本金減少の決議が採択された日から 30 日以内に、書面でこの件を自己の債権者に通知する。債権者は、資本金減少についての通知が債権者に発送されてから 30 日以内に、会社に対して債務の期限前の履行とこれに関連する損失の補償を請求することができる。

第 24 条 株式の種類及び類型

- 1 株式は、種類と類型（タイプ）により、株式の種類については記名株式又は無記名株式に、株式の類型（タイプ）については優先株式又は普通株式に区別される。
- 2 記名株式の所有者である株主として認められるのは、株券に表示され、会社の株主名簿に登録される自然人又は法人である。
- 3 無記名株式の所有者は、それを所持する人である。無記名株式は、株主名簿への登録を経ないで、第三者の所有に移転できる。
- 4 普通株式とは、その所有者が配当金を受ける権利及び会社の株主総会や会社の経営に参加できる権利を有する議決権株式である。
- 5 優先株式とは、その所有者に最先順位で配当金を受け取る権利及び株式会社の清算の際に株式に出資した資金を最先順位で受け取る権利を与える株式である。優先株式の所有者は、会社に利益があるかどうかにかかわらず、一定の配当金を受け取る権利を有する。

- 6 閉鎖型株式会社の株式は、記名株式のみにすることができ、他の人への移転の手続は定款に基づいて定められる。
- 7 閉鎖型株式会社は、株式の代わりに、株式の額面価格に対応した額の証明書を株主に発行することができる。
- 8 発行される株式の種類及びその譲渡、割当て、発行、配当金支払の手続は、法律に従い、株式会社の定款に基づいて決定される。

第 25 条 額面株式の一株の価額

- 1 株式の一株の額面価額は、100 スムを下回ってはならない。
- 2 株式は、不可分である。

第 26 条 発行済株式と発行予定株式

- 1 会社定款には、株主が取得した株式（発行済株式）の数と額面価額を定めなければならない。
- 2 会社定款には、会社が発行済株式に追加して発行できる株式（発行予定株式）の数と額面価額を定めることもできる。
- 3 会社定款には、会社が発行予定株式を発行する手続及び条件並びに会社が発行する各種株式が有する権利を規定することができる。その規定が定款にない場合、会社は当該種類の追加株式を発行することができない。
- 4 会社定款に会社の発行予定株式に関する本条の規定に関連する変更及び追加を付加する決定は、株主総会で採択される。
- 5 会社が株式に転換できる有価証券を発行する場合、該当する種の発行予定株式数は、当該有価証券の流通期間における転換必要数以上でなければならない。
- 6 会社は、会社が発行する株式に転換できる有価証券から転換される株式が有する権利を制限する決定を、当該有価証券所有者の同意を得ないで採択することはできない。

第 27 条 株主の権利

- 1 株主は、次の権利を有する。
 - (1) 会社の株主名簿に登録される権利
 - (2) 会社の株主名簿から自己に関する謄本を受ける権利。当該謄本は、有価証券ではない。
 - (3) 配当として会社の利益の一部を受ける権利
 - (4) 会社が清算する時、自分の持分に応じた財産の一部を受ける権利
 - (5) 会社の経営に参加する権利
 - (6) 会社定款に従った、発行者の営業・財務結果に関する完全で信頼性のある情報を取得する権利
 - (7) 取得した配当を自由に処分する権利
 - (8) 国による権限を与えられた有価証券市場管理・調整機関及び裁判所において自己の権利を守る権利
 - (9) 証券会社や発行者による無知識又は非良心的な行為から生じた損害の賠償を求める権利
 - (10) 自己利益を代表・保護することを目的として、協会や他の社会団体に入会する権利
 - (11) 有価証券の取得に際して起こり得る損害及び（又は）一部の利益の損失に関連するリスクにつき保険をかける権利
- 2 株主は、会社定款が規定するその他の権利を有する。

第 28 条 普通株の所有者である株主の権利

- 1 会社の普通株式の所有者である株主は、同一の権利を有する。
- 2 普通株の所有者である株主は、本法及び会社定款に基づいて、株主総会に出席してその権限内における全ての問題に関して議決権を行使することができるほか、配当を受ける権利及び会社の清算の場合には会社の財産の一部を取得する権利を有する。

第29条 優先株所有者たる株主の権利

- 1 優先株の所有者である株主は、会社の特定類型の優先株について本法又は会社定款に別段の定めがない限り、株主総会での議決権を有しない。
- 2 会社の同一類型の優先株は、その所有者である株主に同一の権利を与え、普通株と同額の額面価格を有する。
- 3 配当額及び（又は）会社の清算時に支払われる価額（清算価額）は、会社定款により、優先株の類型別に規定しなければならない。配当額及び清算価額は、固定金額で、又は優先株の額面価額に対する比率で規定される。優先株の配当額及び清算価格は、会社定款にそれを決定する方法が定められている場合にも規定されているものとみなされる。配当額が規定されていない優先株の所有者は、普通株の所有者と同等の配当を受ける権利を有する。
- 4 会社定款で二類型以上の優先株が規定されている場合、会社定款により、配当支払順序及び優先株類型別の清算価格の順序も規定されていなければならない。
- 5 特定類型の優先株については、定款に規定されている配当額の未払分又は一部未払分を累積し、後で支払う（累積的優先株）ことを、会社定款により規定することができる。
- 6 特定類型の優先株を普通株又は他類型の優先株に転換できること及びその転換方法を、会社定款により規定することができる。
- 7 優先株の所有者である株主は、会社の組織変更及び清算に関する問題を決議する際に、議決権を持って株主総会に参加することができる。特定類型の優先株の所有者である株主は、先順位の優先株に対して支払われる配当額及び（又は）清算価額の決定若しくは増額又は別類型の優先株の所有者である株主に配当及び（又は）清算価額の支払に関する順位上の優位を与える場合を含め、その株主の権利を制限する変更又は追加を定款に加える議題を株主総会で決議する際に、議決権を取得する。
- 8 累積的優先株の所有者である株主を除き、会社定款で配当額が規定されている特定類型の優先株の所有者である株主は、配当金支払の決議がされなかった、又は当該類型の優先株に関する配当金が不完全な支払の決議がされた年度定時総会の次の総会から総会に出席して、その権限の範囲内での全議題に関する議決権を有する。当該類型の優先株の所有者である株主に与えられた株主総会への参加権は、当該株式に関する配当金の全額が支払われた時点で消滅する。
- 9 特定類型の累積的優先株の所有者である株主は、当該株式について累積配当金の全額の支払が採択されるべきであった年度定時総会で当該決定が決議されなかった場合又は配当金の不完全な支払が決議された場合において、当該総会の次の総会から株主総会に出席して、その権限の範囲内での全議題に関する議決権を有する。特定類型の累積優先株の所有者である株主に与えられた株主総会への参加権は、当該株式に関する配当金の累積額が全額支払われた時点で消滅する。
- 10 特定類型の株式が普通株式に転換できることが会社定款で定められている場合には、会社定款は、その特定類型の優先株式に関する議決権を規定することができる。その場合、当該優先株式の所有者は、当該優先株式が転換され得る普通株式に基づく議決権数を上回らない数の議決権数を有する。

第30条 他人への株式譲渡

記名株式は、他人の所有に移転（購入、譲渡、遺産相続など）することができる。この際、所有者

の交替の事実を登録する機関は、株式の新しい所有者の氏名又は名称の然るべき変更を行う。

第31条 会社が自己株式を取得する手続

- 1 株式会社は、株主から、その所有株式を、後に売却し、又は消却することを目的として、購入することができる。上記の株式の売却は、1年以内に行われなければならない。この期間において、配当金の配分並びに株主総会における票決及び定足数の決定を行う際には、会社が取得した自己株式は考慮されない。
- 2 会社による自己株式の取得は、自社で、又は投資機関により、法に規定する手続により行われる。

第32条 社債等の会社の有価証券

- 1 会社は、会社定款に基づいて、法で規定された社債等の有価証券を発行することができる。
- 2 閉鎖型株式会社は、社債を発行できない。

第33条 会社の株式等の有価証券に対する払込み

- 1 株主は、創立総会（会議）で定められた期間内で、かつ、会社の登記後1年間以内に、株式に対して完全に払込みを行わなければならない。株式の払込期間が満了した場合、株式会社は、株式を自分の判断で売却することができる。
- 2 会社の追加株式は、その発行に関する決議に際して定められた期間内で、かつ、その取得（割当て）時点から1年以内に払込みを行わなければならない。
- 3 会社定款により、株式の支払義務不履行に対する違約金（罰金、延滞料）の徴収を規定することができる。
- 4 会社の株式その他の有価証券の払込みは、法の定める手続に基づいて、金銭その他の支払手段又は金銭評価額を有する権利（財産的権利を含む。）によって行われる。会社設立時における会社株式の払込みの形態は、会社設立契約（形態変更決定）又は会社定款で規定され、追加株式及びその他の有価証券は、その発行に関する決定で規定される。
- 5 国営企業を株式会社に形態変更する場合、株式の払込みの手続は、権限を与えられた国有財産管理機関が規定する。
- 6 会社の設立時に株式の払込みに充てられる資産の評価額確定は、発起人間の契約に基づき行われる。
- 7 前項の方法で取得される会社の株式又は有価証券の名目価額が法律で定められた最低賃金額の200倍以上であった場合、会社の株式その他の有価証券の払込みに充てられる財産の額は、独立した財産鑑定人によって評価されなければならない。
- 8 会社定款には、会社の株式その他の記名有価証券の払込みに充てられる、現物出資される財産の種類に関する制限を設けることができる。
- 9 株式は、会社設立の際に発起人によって引き受けられる株式を除き、その完全な払込みが行われ、株主名簿に株式の新しい所有者が登録されるまでは、議決権を有しない。
- 10 会社が取得した株式は、議決権を有さず、議決開票の際に計算に入らず、配当金は支払われない。当該株式は、会社が取得した時点から1年以内に売却されなければならない。そうしない場合には、株主総会は当該株式の消却による会社の資本金減少に関する決議を採択しなければならない。

第34条 会社の準備金と純資産

- 1 会社においては、会社定款により規定する額で、かつ、資本金の15%を下回らない額の準備金が設けられる。会社の準備金は、会社定款で定める額に達するまで、純利益から義務付けの年間控除

を行う方法で形成される。年間控除額は、会社定款により規定されるが、定款で規定する額に達するまでは、純利益の5%を下回ってはならない。

- 2 会社の準備金は、会社の損失の補填、会社の社債の償還、優先株に基づく配当金の支払及び本法に準拠して株式買取請求権を有する株主からの請求に基づく株式買取りに充てられる。
- 3 準備金は、他の目的で利用できない。
- 4 会社の純資産額の値は、所定の方法により、会計帳簿上の数字に基づいて評価される。
- 5 2年目以降の各会計年度末に、会社株主の承認を得るために提示される年度貸借対照表又は監査の結果に基づき、会社の純資産額が会社の資本金を下回った場合、会社は、会社の純利益を上回らない額まで資本減少することを発表しなければならない。
- 6 2年目以降の各会計年度末に、会社の株主総会の承認を得るために提示される年度貸借対照表又は監査の結果に基づき、会社の純資産額が本法第20条で規定する最低資本金額を下回った場合、会社は自己の清算に関する決議を採択しなくてはならない。
- 7 会社の資本減少又は会社清算の決議を採択しない場合、会社の株主、債権者又は国家により権限を与えられている機関は、裁判手続による会社の清算を請求することができる。

第4章 株式及び他の有価証券の譲渡及び発行

第35条 株式の譲渡（売却）

- 1 会社による自己の株式の譲渡（売却）は、法律で規定する手続により実施される。
- 2 国有企業を株式会社に形態変更する場合、国家が所有する株式の初回及びその後の譲渡は、国有財産の管理を行う権限のある機関により実施される。
- 3 国有財産の管理を行う権限のある機関は、マスメディアを通じて、国家が所有する株式の売却に関する情報を公開する。

第36条 株式の発行

- 1 公開型株式会社は、公開募集及び非公開募集により、株式及び株式に転換できる有価証券を発行することができる。
- 2 閉鎖型株式会社は、公開募集により株式及び株式に転換できる有価証券の発行をすることや、他の方法で、不特定の人に対するそれらの取得の提案をすることができない。
- 3 有価証券を株式に転換する方法による会社の追加株式の発行は、当該有価証券の発行に関する決議に基づく手続で行われる。
- 4 公開型株式会社による株式と株式に転換できる有価証券の発行の方法（公開募集又は非公開募集）は、会社定款で規定され、会社定款に規定がない場合には株主総会の決議により定められる。会社定款又は株主総会の決議に会社の株式及び株式に転換できる有価証券の発行方法に関する指示がない場合、発行は公開募集の方法によってのみ実施される。
- 5 会社による株式及び株式に転換できる有価証券の発行は、法律に基づいて実施される。
- 6 法律により、公開型株式会社が株式及び株式に転換できる有価証券を公開募集の方法によって発行することが義務付けられる場合を定めることができる。

第37条 株式の発行価額

- 1 会社の株式の払込みは、市場価格で実施される。
- 2 会社の設立時における株式の払込みは、その発起人によって額面価額で実施される。
- 3 会社は、次の場合には、株式の発行をその市場価額より低い価額で行うことができる。
 - (1) 普通株の所有者である株主に追加普通株式が割り当てられる場合で、当該株主が追加株式をそ

の市場価格の90%を下回らない価額で取得する優先権を行使するとき

- (2) 仲介者を参加させて追加株式を発行する場合で、当該株式の発行価額に対する比率で取り決める仲介手数料を加算した価額が市場価格を下回らない価格で発行するとき
- 4 国営企業を株式会社に形態変更する場合には、株式の発行はその額面価額によって行われ、発行目論見書に提示される。

第37-1条 株式会社に形態変更される国営企業の従業員に対する株式の譲渡

国営企業を株式会社に形態変更する場合、企業の従業員は、法令が定める手順に従い、資本金における自己の持分をもって株式価格を支払い、株式を取得する権利を有する。

第38条 株式に転換できる有価証券の発行価額

- 1 会社は、次の場合を除いて、株式に転換できる有価証券をその市場価格で発行する。
 - (1) 普通株式に転換される有価証券を会社の普通株式の所有者である株主に発行する場合で、その株主がその市場価格の90%を下回らない価額で当該有価証券を取得する優先権を行使するとき
 - (2) 仲介者を参加させて株式に転換できる有価証券を発行する場合で、当該有価証券の発行価額に対する比率で取り決める仲介手数料を加算した価額が市場価格を下回らない価格で発行するとき
- 2 本条の規定は、会社が社債をその額面金額の支払又は株式への転換によって償却する条件で発行する場合には、適用されない。

第39条 株式に転換できる有価証券の発行時に際する株主の権利の保障

- 1 会社が議決権株式に転換できる金銭払込みの有価証券を発行する場合、会社定款により、会社の議決権株式の所有者である株主は、会社の議決権株式の所有数に比例した数をもって、このような有価証券を取得できる優先権を持つことを定めることができる。
- 2 議決権株式に転換できる有価証券の発行が金銭払込みで、かつ、公開募集の方法で行われる場合、その取得優先権を行使しないことに関する決議及び当該決議の有効期間に関する決議は、株主総会において、株主総会に出席している議決権株式の所有者の過半数票によって採択することができる。
- 3 議決権株式に転換できる有価証券の優先取得権を行使しないことに関する決定は、株主総会の決議で取り決めた期間中において有効である。この場合、当該期間は、当該決議が採択されてから1年以内である。
- 4 本条の規定は、本法第29条に基づいて議決権を有する優先株式の所有者には適用されない。

第40条 株式に転換できる有価証券の優先取得権を行使する手続

- 1 会社の議決権株の所有者である株主は、会社が議決権株に転換できる金銭払込みによる有価証券の発行を開始する30日前までに、当該株主が本法第39条に規定する権利を行使できることに関する通知を受けなければならない。
- 2 通知には、議決権株に転換できる有価証券の発行数、その発行価額（会社の株主がその取得優先権を行使する場合における、当該株主への発行価額を含む。）、各株主が取得することのできる有価証券数の確定手続及び株主のこの権利を行使する有効期間と手続に関する情報を含めなければならない。
- 3 株主は、株主の氏名（名称）、住所（所在地）及び取得株数を明記した、議決権株に転換できる有価証券取得に関する書面による申込証及び払込書類を会社に送付することにより、自己の優先権を全部又は一部行使することができる。当該申込証は、追加株式又は議決権株に転換できる有価証券の発行を会社が開始する日の前日までに、会社に送付されなければならない。

第 41 条 発行済株式の会社による取得

- 1 会社は、定款の定めのある場合に、発行済株式の総数を減少させる目的で、又は、後で転売する目的で、発行済株式の一部取得の方法によって会社資本金を減資するという株主総会の決議に基づいて、自己株式を取得することができる。
- 2 会社は、自己株式を取得することにより、流通に置かれている株式の額面総額が本法で定める最低資本額より低くなる場合には、発行済株式の総数を減らす目的で、発行済株式の一部取得の方法によって会社資本金を減資する決議を採択することができない。
- 3 会社が、株式総数を減らす目的で、株式を取得する方法によって会社資本金の減資を行う株主総会で採択された決議に基づいて取得した株式は、その取得の際に消却される。
- 4 株式取得の決議においては、取得する株式の種類、会社が取得する株式の種類別の数、購入価額、支払形態と支払期間及び株式取得の期間を確定しなければならない。
- 5 会社定款において別段の定めがない場合には、株式を取得する際の支払は、現金により行われる。株式取得が行われる期間は、30 日以上でなければならない。会社による普通株の取得価額は、市場価額に従って決定される。
- 6 取得の決議が採択されている一定種類の株式の所有者である各株主は、上記株式を売却することができ、会社はその取得を義務付けられる。会社に対する取得請求の申込みがされた株式の総数が本条の規定する制限を考慮に入れて会社が取得することができる株式の数を上回る場合、株式は、申込みのあった請求範囲に比例して株主から取得される。
- 7 優先株式の取得は、会社定款の定める価額で実施される。

第 42 条 会社による発行済株式の取得に対する制限

- 1 会社は、次の場合、自己の普通株式の取得を行うことができない。
 - (1) 会社の資本金総額の完全払込みの前に、株式取得時点で会社が支払不能（倒産）の兆候を呈している場合又はその兆候が株式を取得する結果として起こる場合
 - (2) 普通株を取得する時点で、会社の純資産額がその定款資本金額、準備金額及び定款が定める発行済優先株の清算金額の額面金額に対する超過分を下回る場合、又は株式取得の結果としてこれらの額を下回る場合
- 2 本法第 45 条に基づいて買取りの請求が出された株式を全て買い上げるまでは、会社は発行済株式の取得をすることができない。

第 43 条 株式の併合及び分割

- 1 会社は、株主総会の決議に基づき、会社の発行済株式の併合を行うことができ、その結果として、会社の 2 個以上の株式が 1 個の同種の新しい株式に転換される。この場合、会社の発行済株式の額面価格と数に関する然るべき変更が、会社定款に加えられる。
- 2 会社は、株主総会の決議に基づき、会社の発行済株式の分割を行うことができ、その結果として、会社の 1 個の株式が 2 個以上の同種株式に転換される。この場合、会社の発行済株式の額面価格と数に関する然るべき変更が、会社定款に加えられる。

第 44 条 株主の請求に基づく会社による株式の買取り

- 1 議決権株の所有者である株主は、次の場合に、自分が所有する株式の全部又は一部を会社が買い取るように請求することができる。
 - (1) 会社の組織変更の場合又は本法第 90 条第 3 項に従って株主総会で決議された大規模取引の場合

- において、当該株主が会社の組織変更又は当該大規模取引の実施に反対票を投じたとき、又は然るべき理由によって当該議題に対する議決に参加しなかったとき
- (2) 会社定款に当該株主の権利を制限するような修正や追加を加えた場合又はそのような改訂版の会社定款を承認した場合で、当該株主が当該決議に反対票を投じたとき、又は然るべき理由によって議決に参加しなかったとき
- 2 所有する株式を会社に買い取るように請求する権利を有している株主の一覧は、本法に基づき株式買取請求権の発生を伴うことがあり得る議題を含む議事案にかかる株主総会に参加する権利を有する株主が記載されている株主名簿の作成日現在におけるデータに基づいて作成される。
- 3 会社による株式の買取りは当該株式の市場価格により行われる。この市場価格を確定する際には、株式の評価・買取請求権の発生原因となった会社の行為がもたらす株価の変動を考慮しない。

第 45 条 株主所有の株式を会社が買い取るように請求する権利の株主による行使

- 1 会社は、株主所有の株式を会社が買い取るように請求する権利が株主にあること及び買取りを実施する価額と手続について、株主に知らせなければならない。
- 2 本法に基づき株式買取請求権の発生を伴うことがあり得る議題を含む議事案にかかる株主総会の実施に関する株主宛通知の中には、本条第 1 項が定める情報を含めなければならない。株主総会に参加する権利を有していない株主に当該株主が所有する株式を会社が買い取るように請求する権利があるという情報及び当該権利の行使手続に関する情報は、会社に対する株式買取請求を行う権利を発生させた決議の採択日から 7 日以内に送付されなければならない。
- 3 株主が所有する株式の会社による買取りに関する株主からの書面による請求は、株主の住所（所在地）及び株主が買取りを請求している株式数を明記して、会社へ送付される。
- 4 株主が所有する株式の会社による買取りに関する株主の請求は、株主総会による当該決議の採択日から 45 日以内に会社に提出されなければならない。
- 5 会社は、本条第 4 項に定める期間の満了後 30 日以内に、買取請求を出した株主から当該株式を買い取らなければならない。
- 6 会社による株式の買取りは、本法に基づき会社に対する株式の買取りを請求する権利を発生させることがあり得る議題を議事案に含む株主総会の開催通知において示した価額で実施される。会社による株式の買取りに充てられる資金の総額は、株主所有の株式買取請求権を株主に発生させることになった決定の採択日における会社の純資産額の 10% を上回ることはいできない。買取りの申請請求が出されている株式の総数が上記の制限を考慮して会社が買取りできる株数を上回る時、株式は、申請請求に比例して、株主から買い取られる。
- 7 会社の組織変更の場合に会社によって買い取られた株式は、その買取りの際に消却される。
- 8 本法第 44 条に規定される場合以外は、会社が買い戻した株式は会社が処分できる。当該株式は、議決権を有せず、票決の際に考慮されず、その株式に関して配当金は支払われない。当該株式は、その買取りから 1 年以内に売却されなければならない。売却されない場合には、株主総会は、当該株式を消却する方法による資本金の減資の決議を採択しなければならない。

第 46 条 資産の市場価額の確定

- 1 株式及び他の有価証券を含む資産の市場価額とは、資産価額に関する十分な情報を有しているものの当該資産を売却する義務のない売手が当該資産を売却することに同意するであろう価額、又は、資産価値に関する十分な情報を有しているものの当該資産を購入する義務のない買手が当該資産を購入するであろう価格のことをいう。
- 2 市場価額を確定するために、独立した鑑定人を参加させることができる。

- 3 会社が本法第 45 条に基づいて株主から株主の所有する株式を買い取る場合には、資産の市場価額を確定するために、独立した鑑定人を参加させなければならない。
- 4 国家が会社の株式の所有者である場合には、国家の財政金融機関が必ず参加しなければならない。
- 5 資産価額の確定が必要な資産が、その資産の市場価格を確定するためにその買値及び需要・供給の価格が定期的に印刷物で公表される株式や有価証券である場合は、当該買値及び需要・供給価格が考慮されなければならない。

第 5 章 株主名簿及び株式の保管

第 47 条 株主名簿

- 1 株主名簿とは、登録された株式所有者の一覧であり、これらの者が所有する記名有価証券の数量、額面金額、類型が記載されているものである。株主名簿は任意の日付で作成され、株主とその所有有価証券の数量及び類型を特定できるものである。株式等の発行者は、権限の与えられた国家有価証券市場管理・調整局が制定する形式に基づいて、株主名簿の作成を義務付けられている。株主名簿の保管人となり得るのは、株式を発行した会社又は専門の登録人である。500 人以上の普通株式の所有者である株主を有する会社は、契約に基づいて、名簿の作成と保管を専門の名簿保管人（登録人）に委託することが義務付けられている。
- 2 名簿作成を専門の登録人に委託した会社は、その作成と保管の責任を免除されない。
- 3 その株式会社の株主であり、証券市場で別の活動を行う免許を持っている者は、株主名簿保管人になることができない。有価証券所有者名簿の作成を行っている登録人（株式等の発行者は除く。）は、有価証券の取引を行うことができない。
- 4 有価証券所有者名簿の作成により、以下の事項が保証されなければならない。
 - (1) 名簿に記載される有価証券の所有者、有価証券の名義上の保有者と所有者が特定できること
 - (2) 上記の者がその名義で登録する有価証券について持つ権利を記録し、それに基づいてこれらの者と情報をやり取りし、有価証券所有者名簿の作成、管理ができるようにすること
 - (3) 有価証券所有者名簿の記載変更の原因となった全ての事実と文書に関する情報及び名簿保管人による全ての記載変更に関する情報を、法令が定める期間、収集し、保管すること
- 5 有価証券所有者名簿の作成制度は、無記名有価証券には適用しない。名簿作成の契約を締結することができる相手は、一法人に限られる。
- 6 会社の株主名簿には、登録されている各人（株主又は株式の名義上の保有者）、登録されている各人の名義で記入される所有株式数及びその種類、その他法律で規定する情報が記載される。
- 7 会社は、会社の株主名簿作成と保管を、国家機関における会社の登記から 1 か月以内に保証しなければならない。
- 8 会社の株主名簿に登録された者は、自己のデータの変更について、適時に会社の株主名簿保管人に報告しなければならない。自己のデータの変更についての報告がされなかった場合、会社及び専門の登録人は、これに関連して株主にもたらされた損失に対する責任を負わない。

第 48 条 株主名簿謄本

- 1 有価証券の所有者又はその代理人及び有価証券の名義上の保有者から請求があった場合には、株主名簿保管人は、2 営業日以内に株主名簿謄本を提出しなければならない。有価証券の所有者は、他の有価証券所有者や、他人の所有する有価証券数に関する情報等、当人とは関係ない情報を株主名簿謄本に含めるように請求する権利を有しない。
- 2 株主名簿謄本とは、謄本を交付する時点で登録されている有価証券の所有者、発行ごとの有価証券数、債務の負担の事実、さらに当該有価証券に関連する他の情報が記載された、株主名簿所有者

によって交付される書類である。

- 3 株主名簿謄本は、謄本が交付される有価証券の制限や負担の全事実、株主名簿作成制度の中で作成された日付に記録された負債に関する記述を含んでいなければならない。
- 4 上記謄本を交付した人は、当該謄本に含まれる情報の完全性と信頼性に対して責任を負う。有価証券の譲渡に関する指示書の形式及びそれに記載される情報は、国によって権限が与えられている証券管理・調整機関によって制定される。

第 49 条 株式会社の株主名簿の記載

- 1 会社の株主名簿の記載は、株主又は名義上の保有者の請求に基づいて、法律で規定する書類の提出時点から 3 日以内に行われなければならない。
- 2 会社の株主名簿に記載を加えることに対する拒否は、法律に定める場合を除いて、許されない。会社の株主名簿に記載を加えることを拒否した場合、当該名簿の保管人は、会社の株主名簿に記載を加えるという請求が出されてから 5 日以内に、記載を加えることを請求している人宛に、記載を加えることを拒否する理由の説明を付した通知を送付する。
- 3 会社の株主名簿の記載拒否に対しては、裁判所に不服の訴えを提起することができる。

第 50 条 名簿保管人の責任

名簿保管人は、自らの行為や不作為によって株主にもたらされた損害に対して責任を負い、その損害を賠償しなければならない。

第 51 条 有価証券の名義上の保有者

- 1 有価証券の名義上の保有者は、法律に定める手続に基づいて、有価証券によって保証された権利を行使することができる。
- 2 有価証券の名義上の保有者は、所有者の請求に基づいて、有価証券の所有者の名義書換に関する記載を株主名簿に加えることを保証しなければならない。

第 52 条 株式の保管

株式の保有者は、株式の保管を、専門の受託会社、銀行若しくは証券取引所において、又は自己の判断によって、行うことができる。

第 6 章 配当

第 53 条 配当

- 1 配当とは、税金及び義務的支払債務の履行並びに再投資を行った後に残った、株式会社が処分できる利益の一部であり、株主間で分配すべきものである。
- 2 会社は、各種類の株式ごとに発表した配当を支払わなければならない。
- 3 配当は、会社の株主総会の決議に基づいて、金銭で、又は他の合法的な支払手段で支払われなければならない。

第 54 条 配当の支払期限と支払形態

会社は、本法及び会社定款による別段の定めがない場合には、毎四半期、半年に 1 回又は年に 1 回、発行済株式に基づく配当の支払に関する決定を採択（発表）することができる。

第 55 条 期末配当と中間配当

- 1 株式の種類ごとの中間（四半期毎，半年毎）配当の支払，配当額及び支払形態に関する決定は，会社の監督役員会によって採択される。
- 2 種類別の年間配当支払，配当額及びその支払形態に関する決定は，会社の監督役員会の勧告に基づいて，株主総会で採択される。年間の配当額は，会社の監督役員会の勧告額を上回ることがなく，かつ，支払われた中間配当を下回ることもない。株主総会は，一定の種類株式に関して配当を支払わない決定又は配当額が定款で定められる優先株に関して全額ではない配当を支払う決定を採択することができる。
- 3 中間配当の支払が株式会社の深刻な経営悪化という結果をもたらす可能性がある場合，中間配当の支払は禁止される。

第 56 条 配当支払の手続

- 1 配当は，当年度の会社の純利益から支払われる。一定の種類の優先株に対する配当は，このために特別に準備された会社の積立金の資金から支払うことができる。
- 2 年間配当の支払日は，会社定款又は株主総会により決められるが，当該決定が採択された日から 60 日以内に支払われる。中間配当の支払日は，会社の監督役員会の中間配当支払に関する決定によって定められ，当該決定が採択されてから 60 日以内に支払われる。
- 3 会社の監督役員会は，各々の配当支払のために，配当を受ける権利のある者の一覧を作成する。中間配当を受ける権利を有する者の一覧に含まれるのは，会社の監督役員会が配当支払決定を採択した日付の 30 日以上前に会社の株主名簿に登録された株主及び株式の名義上の保有者であり，また，年間配当を受ける権利のある者の一覧に含まれるのは，毎年の定時株主総会への参加権を有する者の一覧を作成した日付において会社の株主名簿に登録されている株主及び株式の名義上の保有者である。
- 4 配当支払の際に初めに支払われるのは，優先株に関する配当であり，その後，普通株に関する配当が支払われる。優先株に関する固定配当を支払うのに十分な利益が出た場合，会社は，当該優先株の保有者に対して配当支払を拒否することはできない。会社が拒否した場合，株主は，裁判所を通して，配当支払を請求できる。会社による優先株に関する配当の支払は，利益が不十分である場合又は会社が赤字経営の場合には，この目的のために設けられた会社の準備金の範囲内で，その資金を利用するに限って行うことができる。所定の時効期間内に，所有者，その法定継承者又は相続者が配当の支払請求を行わない場合，その配当は，株主総会の決議に基づき，会社の管理下に入る。
- 5 国家により権限を与えられている機関は，ウズベキスタン共和国の非居留者である株主の希望があった場合に，所定の手続に従って，その者が受け取る配当をその加算日の交換レートに基づく自由交換外貨に交換しなければならない。
- 6 交換の根拠になるのは，発行者による証明がされた株主名簿謄本並びに株式会社の経理部が作成する支払配当額及び配当加算日に関する証明書である。

第 57 条 配当支払の対象となる株式

- 1 配当を受ける権利を有するのは，株主名簿の閉鎖時点で株主名簿に登録されている投資家である。株主名簿は，正式発表された株主総会の日付までの 30 日間，閉鎖される。
- 2 国有企業を形態変更して設立された株式会社においては，配当の計算は，株式の払込みを決定した時点で国家が所有しており売却されていない株式の分も含め，当初の資本金額に従い発行された株式の全額に対して行われる。

第 58 条 支払われなかった配当及び受け取られなかった配当

- 1 発行者が自己の過失によって株主総会で決議された期限に配当を支払わなかった場合、支払われなかった配当及び一部しか受け取らなかった配当については、中央銀行が定める再融資金利²に基づく延滞金が加算される。
- 2 株主は、株主総会で発表された配当の支払を裁判の方法で請求することができる。拒否した場合、会社に対して、法律に定める手続によって、支払不能の除去手続³又は倒産認定の手続が適用される。

第 59 条 配当を支払わない株式会社の組織変更

(削除)

第 60 条 配当の支払に対する制限

会社は、次の場合、株式に対する配当支払の決定（発表）を採択してはならない。

- (1) 会社の資本金の全額を完全に支払わない場合
- (2) 配当を支払う時点で、会社が支払不能（倒産）の兆候を呈している場合又はその兆候が配当支払の結果として起こる場合
- (3) 会社の純資産額が会社の資本金及び利益準備金を下回る場合

第 61 条 配当の支払に関する株主への通知

- 1 会社は、税金控除なしの配当額を発表する。公開型株式会社の場合、配当支払日の 31 暦日前までに、支払われる配当額に関する数字が、マスメディアを通じて公表される。
- 2 顧客の委任を受けて株式の管理が証券会社によって行われている場合、配当は、顧客との契約に定める証券会社に支払う委託手数料を差し引いて、株式の保有者に支払われる。

第 62 条 配当課税

- 1 配当金は、法律に準拠して課税される。
- 2 国家は、証券市場の発展を目的に、配当金課税に対する一時的な優遇措置を制定することができる。

第 7 章 株式会社の管理機関

第 63 条 株式会社の経営管理

株式会社は、株主総会、監督役員会及び執行機関によって経営管理される。

第 64 条 株主総会

- 1 株主総会は、会社の最高経営管理機関である。
- 2 会社は、毎年、定時株主総会（活動報告のための株主総会）を開催しなければならない。
- 3 定時株主総会は、定款に定める期間に、かつ、会計年度終了後 6 か月以内に開催される。定時株主総会においては、監督役員会及び監査役会（監査役）の選出に関する問題、単独執行機関若しくは合議制執行機関の成員、管理会社若しくは管理業者との契約の延長（再締結）又は終了（破棄）に関する問題、監査実施の問題並びに監査機関とその報酬の上限の問題が決定され、また、会社の年次決算及び本法第 65 条第 1 項第 12 号に基づく他の書類について審議される。
- 4 臨時株主総会は、毎年、定時株主総会の他に開催される株主総会である。

² 中央銀行の定めるリファイナンス率

³ 再建型倒産手続のことを指していると思われる。

- 5 株主総会の開催日，実施手続，株主に対するその開催通知及び株主に提供される資料（情報）の一覧は，株主総会の開催準備の際に，会社の監督役員会によって定められる。

第 65 条 株主総会の権限

- 1 次の事項は，株主総会の専決の権限である。
- (1) 会社定款に対する変更及び追加の付加又は改訂版会社定款の承認
 - (2) 会社の組織変更
 - (3) 会社の清算，清算委員会の任命及び中間・最終清算貸借対照表の承認
 - (4) 会社の監督役員会における役員数の決定，その役員を選出及びその権限の期限前の停止
 - (5) 発行予定株式（募集予定株式）の限度額の決定
 - (6) 会社資本金の増額
 - (7) 会社資本金の減額
 - (8) 自己株式の取得
 - (9) 会社の執行機関の形成（選出，任命，雇用等）及びその権限の期限前の停止。ただし，会社定款が当該事項を監督役員会の権限としている場合を除く。
 - (10) 会社の監査役会の役員（監査役）の選出及びその権限の期限前の停止
 - (11) 会計監査実施の決定，監査機関の決定及びその報酬の上限の決定
 - (12) 会社の年次ビジネスプラン，年次決算，貸借対照表，損益計算書の承認及び会社の利益・損失の分配
 - (13) 会社経営に関する法定要件の遵守に関する問題を含む，監督役員会の権限事項についての報告
 - (14) 本法第 39 条に規定する株式に転換可能な有価証券の取得に対する株主の優先権を行使しないことに関する決議の採択
 - (15) 総会の議題の承認
 - (16) 株式の併合及び分割
 - (17) 本法第 93 条に定める場合における取引の締結
 - (18) 本法第 90 条に規定する場合における会社による資産の取得と譲渡に係る大規模取引の実施
 - (19) 本法に定めるその他の事項の解決
- 2 株主総会の専決の権限である事項は，会社の執行機関の決定に委ねることはできない。
- 3 株主総会の専決の権限である事項は，会社の監督役員会の決定に委ねることはできない。ただし，以下を除く。
- (1) 本法第 16 条及び第 21 条による増資に伴う会社定款の変更又は追加の決定
 - (2) 本法第 86 条第 11 項による単独執行機関，合議制執行機関成員，管理会社又は管理業者との契約の期限前終了（破棄）の決定
 - (3) 本法第 82 条第 1 項第 10 号による年次ビジネスプランの承認

第 66 条 株主総会の決議

- 1 株主総会における議決に付される問題に関する議決権を有する者は，以下のとおりである。
- (1) 会社の普通株式の所有者である株主
 - (2) 本法及び会社定款で定められている場合においては，会社の優先株式の所有者である株主
- 2 会社の議決権株とは，普通株又は議決に付される問題に際しての議決権がその所有者である株主に与えられる優先株のことである。優先株がその所有者に 2 票以上を与える場合，議決権株数を決

定する際、当該優先株に基づく各票は、個々の議決権株として計算される。

- 3 議決に付される問題に関する株主総会の決議は、本法又は会社定款により当該決議に対する過半数以上の株主票が規定されていない場合には、総会に出席している会社の議決権株の所有者である株主の過半数票によって採択される。
- 4 会社の普通株及び優先株の所有者である株主が議決権を有する、議決に付される問題に関する株主総会における議決票の計算は、本法又は会社定款による別段の定めがない場合には、全ての議決権株に関して共同で実施される。
- 5 本法第 65 条第 1 項第 1 号及び第 11 号が規定する問題の決議は、会社定款による別段の定めがない場合には、会社の監督役員会の提案に基づいてのみ、株主総会で採択される。
- 6 本法第 65 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 17 号⁴が規定する問題に関する決議は、株主総会に出席している議決権株の所有者である株主の 4 分の 3 以上の議決票があった場合に、株主総会で採択される。
- 7 株主総会開催要領に関する決議を株主総会で採択する手続は、会社定款又は株主総会の決議で承認された会社の文書によって定められる。
- 8 株主総会は、総会の議題に含まれていない問題に関して決定を採択することはできない。
- 9 株主総会によって採択された決議及び開票結果は、本法及び会社定款に定める手続と期間に基づいて、かつ、これらの決議を採択した日から 45 日以内に株主に通知される。
- 10 株主が然るべき理由で総会に出席しなかった場合又は当該総会の決議の採択に反対票を投じた場合、当該株主は、総会によって採択された決議に対する不服の訴えを裁判所に提起することができる。

第 67 条 書面決議の方法（投票方式）で採択された株主総会の決議

- 1 総会を開催しない形態での非公開の株主総会の決議は、会社定款に定める手続に従い、書面決議（投票方式）を実施することによって採択することができる。
- 2 株主総会の専決権限とされている問題に関する株主総会の決議は、書面決議（投票方式）を実施することによって採択することはできない。
- 3 書面決議（投票方式）で採択された株主総会の決議は、合計して会社の議決権株の 75% を下回らない議決権株を所有している株主が決議に参加した場合には、有効とみなされる。
- 4 書面決議は、本法第 77 条の請求に合致する議決用投票用紙を利用して実施される。株主に対する議決用投票用紙の配布日は、会社が用紙を受け付ける最終日の 30 日前までに設定されなければならない。

第 68 条 株主総会の参加権

- 1 株主総会の参加権を有する株主の一覧は、会社の監督役員会が定める日における株主名簿のデータを基に作成される。
- 2 株主総会の参加権を有する株主の一覧の作成日は、株主総会開催の決定を下した日より後に設定され、かつ、総会開催日の 60 日以内に設定されなければならない。
- 3 本法第 75 条に従い会社が受領した議決用投票用紙を加えて株主総会の定足数を確定して議決を行う場合は、株主総会の参加権を有する株主の一覧の作成日は、総会開催日の 45 日以上前に設定

⁴ 「第 65 条第 1 項第 18 号」（本法第 90 条に規定する場合における会社による資産の取得と譲渡に係る大規模取引の実施）が正しいと思われる（第 90 条第 3 項参照）。現在の第 65 条第 1 項第 18 号は、近時の改正により第 65 条第 1 項第 13 号が追加される前は、「第 17 号」であった。したがって、本規定（第 66 条第 6 項）の「（本法第 65 条第 1 項）第 17 号」も、本来、当該改正の際に「第 18 号」に改めなければならないところ、改正をし忘れたものと思われる。

される⁵。

- 4 株主総会の参加権を有する株主の一覧を作成するために、名義上の株式保有者は、一覧を作成する時点で、誰の利益のために株式を保有しているかに関する資料を提出する。
- 5 株主総会の参加権を有する株主の一覧には、各株主の氏名（名称）、その住所（所在地）及びその株主が所有する株式の数と種類が含まれる。
- 6 株主総会の参加権を有する株主の一覧は、会社の株主名簿に登録されている人で株主総会の議決数の10%以上を占める議決数を有する人の請求があった場合には、それを提示するために、会社によって提出される。
- 7 会社は、株主の請求に基づき、株主総会の参加権を有する株主の一覧にその株主が含まれているかどうかという情報を提供しなければならない。
- 8 株主総会の参加権を有する株主の一覧の訂正は、その作成日に当該一覧に記載されなかった人の侵害された権利を回復する場合又はその作成の際に生じた誤りを訂正する時に限り、行うことができる。

第69条 株主総会開催の通知

- 1 株主総会開催の通知は、株主宛に書面通知を発送し、刊行物にて当該情報を公表することによって実施される。
- 2 会社は、株主総会の開催について、他のマスメディア（テレビ、ラジオ）を通じて、株主に補足的に通知することができる。
- 3 株主への株主総会開催に関する通知期間は、会社定款で定められる。
- 4 株主総会開催の通知には、以下を含まなければならない。
 - (1) 会社の名称及び住所
 - (2) 株主総会開催の年月日、時間及び場所
 - (3) 株主総会の参加権を有する株主の一覧の作成日
 - (4) 総会の議題に含まれる問題
 - (5) 総会の開催準備の際に、株主に提示すべき情報（資料）を株主が見る方法
- 5 総会の開催準備の際に株主に提示すべき情報（資料）に含まれるのは、会社の年度決算、会社の監査役会（監査役）及び会計監査機関による会社の財政・経済活動の当年度監査結果に関する報告、単独執行機関若しくは合議制執行機関の成員、管理会社若しくは管理事業者との契約延長（再締結）又は終了（破棄）に関する監督役員会の結論、会社の監督役員会の役員候補及び会社の監査役会（監査役）の役員候補に関する情報並びに会社定款に加えらるる変更・追加案又は改訂会社定款の草案である。
- 6 総会の開催準備の際に株主に提示するために必ず必要な補足情報（資料）の一覧は、国家により権限を与えられた証券市場管理・調整機関によって制定することができる。
- 7 会社の株主名簿に登録されている人が株式の名義上の保有者である場合、総会開催の通知は、株式の名義上の保有者に発送される。株式の名義上の保有者は、法律又は顧客との契約に定める方法と期間に基づいて、自分の顧客にそれを知らせなければならない。

第70条 会社の株主総会の議題に含める問題の提案

- 1 合計して会社の議決権株の1%以上を占める議決権株を保有する株主（単・複数）は、会社定款により会社の会計年度終了後30日を超える期限が設けられていない場合には、会社の会計年度終了後30日の期間内に、毎年の株主定時総会の議題に含める問題を提出し、会社の監督役員会及び

⁵ 原文ママ。第75条との関連が不明

監査役会の定員数を上回らない数の候補を推挙することができる。

- 2 株主総会の議題に含める問題は書面で提出され、当該書面には、その問題を提案した動機、問題を提案した株主（単・複数）の氏名並びにその人が所有する株式の数及び種類が明記される。
- 3 自己の推薦も含めた会社の監督役員会及び監査役会の候補を推挙する提案を行う場合、候補者の氏名及び候補者が所有する株式の数と種類（候補者が会社の株主である場合）のほか、候補者を推挙する株主の氏名及びその株主が所有する株式の数と種類が示されなければならない。
- 4 会社の監督役員会は、提起された提案を審議し、株主総会の議題にそれを含めるか又はそれを含めることを拒否するかについて、本条第 1 項に規定する期限の終了後 15 日以内に決定を下さなければならない。株主（単・複数）が提案した問題は、次の場合を除き、推挙候補者を会社の監督役員会又は監査役会の選挙投票用・候補者名簿に含めるとともに、株主総会の議題に含まれる。
 - (1) 株主（単・複数）が、本条第 1 項に規定する期限を遵守しない。
 - (2) 株主（単・複数）が、本条第 1 項に規定する数の会社の議決権株を所有する株主ではない。
 - (3) 本条第 3 項に規定するデータが不十分である。
 - (4) 提案が、本法又は他の法令の規定に適合しない。
- 5 株主総会の議題にその問題を含めることを拒否する、又は会社の監督役員会及び監査役会の候補をその選挙投票用の候補者名簿に含めることを拒否するという、会社の監督役員会による理由付けの決定は、その決定を採択した日から 3 日以内に、問題を提案した、又は提案を提出した株主（単・複数）に発送される。
- 6 株主総会の議題にその問題を含めることを拒否する、又は会社の監督役員会及び監査役会の候補をその選挙投票用・候補者名簿に含めることを拒否するという、会社の監督役員会による決議に対しては、裁判所に不服の訴えを提起することができる。

第 71 条 株主総会の開催準備

株主総会の開催に向けた準備の際、会社の監督役員会又は本法第 72 条第 11 項に規定する場合に総会を招集する者は、次の事項を定める。

- (1) 株主総会開催の年月日、場所及び時間
- (2) 株主総会の議題
- (3) 株主総会に参加する権利を有する株主一覧の作成日
- (4) 株主への株主総会開催に関する通知方法
- (5) 株主総会開催に向けた準備の際に株主に提供される情報（資料）の一覧
- (6) 書面決議の場合における、議決用投票用紙の型と文章

第 72 条 臨時株主総会

- 1 臨時株主総会は、会社の監督役員会の発意により、又は監査役会若しくはその提出日における会社の議決権株の 10%以上を所有している株主（単・複数）の請求を根拠とする監督役員会の決定に基づいて、実施される。
- 2 会社の監査役会又は会社の議決権株の 10%以上を所有している株主（単・複数）の請求に基づく臨時株主総会の招集は、臨時株主総会開催の請求が提出されてから 45 日以内に、会社の監督役員会によって実施される。
- 3 臨時株主総会開催請求の中には、総会の議題に付すべき問題が、それを提起する理由とともに、明記されなければならない。
- 4 会社の監督役員会は、会社の監査役会又は会社の議決権株の 10%以上を所有している株主（単・複数）の請求に基づいて招集された臨時株主総会の議題に含まれる問題の設定に、変更を加えては

ならない。

- 5 臨時株主総会を招集する請求が株主（単・複数）から出されたものである場合、その請求には、総会招集を請求する株主（単・複数）の氏名（名称）が、その人が所有する株式の数と種類（類型）とともに明記されなければならない。
- 6 臨時株主総会招集の請求には、臨時株主総会の招集を請求している者（単・複数）による署名がされる。
- 7 監督役員会は、臨時株主総会の招集に関する会社の監査役会又は会社の議決権株の10%以上を所有している株主（単・複数）からの請求が提出された日から10日以内に、臨時株主総会を招集する決定又は招集請求を退ける決定を採択しなければならない。
- 8 会社の監査役会（監査役）又は会社の議決権株の10%以上を所有している株主（単・複数）の請求に基づく臨時株主総会招集を拒否する決定は、次の場合に採択できる。
 - (1) 臨時株主総会の招集を請求している株主（単・複数）が、本条第1項に規定する数の会社の議決権株を所有する保有者ではない。
 - (2) 会社の臨時株主総会の議題に提起された問題の全てが、臨時株主総会の権限外である。
 - (3) 議題に含める提案がされた問題が、本法及び他の法令の規定に適合しない。
- 9 臨時株主総会を招集する決定又はその招集を拒否するという理由付けの決定は、その採択日から3日以内に、その招集を請求する人に発送される。
- 10 臨時株主総会の招集を拒否する監督役員会の決定に対しては、不服の訴えを裁判所に提起することができる。
- 11 本法に規定する期間内に会社の監督役員会によって会社の臨時株主総会を招集する決定が採択されない場合又は臨時株主総会の招集を拒否する決定がされた場合、臨時株主総会の招集は、その招集を請求する人々によって招集することができる。
- 12 前項の場合、株主総会の開催準備に要する経費は、株主総会の決議に基づき、会社の資金で補償することができる。

第73条 議決集計委員会

- 1 会社の議決権株の所有者である株主が100人を超える会社では、議決集計委員会が設置され、その数と編成は、会社の監督役員会の提案に基づいて、株主総会が承認する。
- 2 議決集計委員会は、3人以上でなければならない。会社の監督役員会の構成員、会社の監査役会の構成員、合議制執行機関の構成員若しくは単独執行機関の構成員又は管理会社若しくは管理事業者のほか、これらの職務への候補者は、議決集計委員会に入ることはできない。
- 3 会社の議決権株の所有者である株主が500人を超える会社では、議決集計委員会の機能の遂行は、会社の専門の名簿保管人に委ねることができる。
- 4 議決集計委員会は、株主総会の定足数を満たしていることを確定し、総会において株主（代理人）が議決権を行使する上で発生する問題を説明し、議決に付す問題に対する議決方法を説明し、定められた議決手順と株主の議決参加権を保証し、議決票を集計し、開票結果をまとめ、開票結果の議事録を作成し、議決用紙保管所に引き渡す。

第74条 株主の総会参加手続

- 1 株主の総会参加権は、株主本人により、又は自己の代理人を通じて、行使される。
- 2 株主は、いつでも、総会で自己の代理人に自分の代理をさせることも、本人自身が総会に参加することもできる。
- 3 株主総会における株主の代理人は、書面で作成された委任状に基づいて行動する。議決の委任状

には、委任を依頼した株主及び代理人に関する情報（氏名又は名称，住所又は所在地，旅券の記載事項）が含まれていなければならない。自然人名で出される議決の委任状は，公証人による認証がされなければならない。法人名で出される議決委任状は，法令の定める手続に従い発行される。

- 4 株主総会への参加権を有する株主の一覧作成日後，総会開催前に，株式が譲渡された場合，会社は，譲受人に議決の委任状を交付するか，又は株式譲受人の指示に従い株主総会で議決投票させなければならない。この規制は，株式のその後の譲渡にも適用される。
- 5 会社の株式が数名の持分を合わせて共同所有するものである場合，株主総会での議決に関する権限は，共同所有者の判断に基づき，共同所有者の一人又は当該共同所有者の代理人によって行使される。この各人の権限は，然るべき方法で取り決め，手続されなければならない。

第75条 株主総会の定足数

- 1 株主総会の出席登録後の時点で，会社が発行した議決権株の票数全体に占める割合が合わせて60%以上になる票数を有している株主（その代理人）が登録されている場合，株主総会は法的権限を与えられる（定足数を満たしている。）
- 2 株主総会を開催するための定足数が不足した場合，新しい株主総会の開催日が発表される。新しい株主総会を開催する際に，議題を変更することは許されない。
- 3 成立しなかった株主総会に替えて招集された新しい株主総会は 株主総会の出席登録後の時点で，会社が割り当てた議決権株の票数全体に占める割合が合わせて 60%以上になる票数を有している株主（その代理人）が登録されている場合は，法的権限を与えられる。
- 4 新しい株主総会の開催に関する通知は，本法第 69 条に規定する形式で，その開催日の 10 日前までに実施される。
- 5 定足数が不足した関係で，株主総会の開催日が 20 日を超えない範囲で延期された場合，株主総会参加権を有する株主は，成立しなかった株主総会に参加する権利を有する株主の一覧に基づいて確定される。

第76条 株主総会の議決

株主総会の議決は，会社の監督役員会の役員選挙に関する累積投票を開催する場合及び本法に定めるその他の場合を除き，「会社の1議決権株式 - 1票」の原則に基づいて実施される。

第77条 議決用投票用紙

- 1 株主総会議題の問題に関する株主総会での票決は，議決用投票用紙で実施することができる。
- 2 会社の議決権株の所有者である株主が 100 人を超える会社の株主総会における議題に関する票決は，議決用投票用紙によってのみ実施される。
- 3 議決用投票用紙の型式と文章は，会社の監督役員会によって承認される。議決用投票用紙は，総会に出席するために登録された株主（その代理人）に発行される。
- 4 議決用投票用紙に含まれるべき事項は，次のとおりである⁶。
 - 会社の完全な名称
 - 株主総会の開催日及び時間
 - 議決に付される問題の要旨及びその審議順
 - 「賛成」，「反対」，「保留」といった形で表現された，議決に付される問題ごとの票決の選択肢議決用投票用紙は株主によって署名されるべきであるという指示
- 5 会社の監督役員会の役員又は監査役会の役員（監査役）の選出に関する問題についての議決投票

⁶ 原文は，改行していない。

を行う場合、議決用投票用紙には、候補者の氏名及び父称を明記した候補者に関する情報が含まれなければならない。

第78条 議決用投票用紙によって実施される議決投票の際の票の集計

- 1 議決用投票用紙によって行われる投票の場合、投票者が票決可能な選択肢から、一つの選択肢のみが選択された問題に関する票のみが集計される。この規定に違反して記入された議決用投票用紙は無効とみなされ、そこに含まれる問題に関する票は集計されない。
- 2 議決用投票用紙に議決に付される数個の問題が含まれている場合、1個又は数個の問題に関して前項の規定を遵守しなかったことは、議決用投票用紙全体が無効とみなされることにはならない⁷。

第79条 票決の開票結果に関する議事録

- 1 議決集計委員会は、票決結果に関して、議決集計委員会の委員又はその機能を遂行する人の署名を付した、表決結果に関する議事録を作成する。
- 2 票決結果に関する議事録を作成し、株主総会議事録に署名した後に、議決用投票用紙は議決集計委員会によって封印され、保管のため、会社の保管庫に引き渡される。
- 3 票決結果に関する議事録は、株主総会議事録に添付されなければならない。
- 4 票決結果は、票決を行った株主総会の場で公表されるか、又は票決結果報告の公表若しくはそれを株主に送付する方法で、株主総会閉会后に株主に通知される。

第80条 株主総会の議事録

- 1 株主総会の議事録は、株主総会の閉会后15日以内に、2部作成される。その2部とも、総会の議長及び総会の書記により署名される。
- 2 株主総会の議事録に含まれる事項は、次のとおりである。
 - (1) 株主総会の開催日時及び開催場所
 - (2) 会社の議決権株の所有者である株主が有している票の総数
 - (3) 総会に出席した株主が有している票の総数
 - (4) 総会の議長（議長団）、書記及び総会の議題
- 3 株主総会の議事録には、発言の主要な主張、議決に付された問題及びその票決の結果、総会が採択した決議が含まれなければならない。

第81条 会社の監督役員会

- 1 会社の監督役員会は、本法により株主総会の専決権限とされている問題の決議を除き、会社の事業活動に対する総合的な管理を行う。
- 2 議決権株の所有者である株主が30人未満の会社では、会社定款に基づき、監督役員会の機能を株主総会に委ねることができる。この場合、会社定款は、株主総会開催の問題の決定についての権限が属する会社の特定の者又は機関に関する記述を含めなければならない。
- 3 監督役員会の役員に対しては、株主総会の決議に基づき、その職務義務を遂行する期間、報酬を支払い、及び（又は）監督役員会の役員としての機能遂行に係る経費の補償を行うことができる。当該報酬及び補償の額は、株主総会の決議で確定される。

第82条 会社の監督役員会の権限

⁷ 原文ママ。「議決用投票用紙に複数の決議事項が含まれる場合、そのうちの幾つかについて前項の規定が遵守されなかったからといって、用紙上の全ての記入が無効にはなるわけではない。」の意

- 1 会社の監督役員会は、次の権限を有する。
 - (1) 会社の事業活動の優先方針を決定する。
 - (2) 本法第 72 条第 11 項に定める場合を除き、会社の毎年の定時株主総会又は臨時株主総会を招集する。
 - (3) 株主総会の議題を準備する。
 - (4) 総会に参加する権利を有する株主の一覧の作成日を決定する。
 - (5) 本法第 65 条第 1 号第 1 項及び第 11 号が規定する問題を、株主総会の決議に付す。
 - (6) 発行予定株式（募集予定株式）の数及び種類の範囲内において、株式の額面価額を増加させる方法又は追加株式を発行する方法により会社の資本金を増加させる権利が会社定款又は株主総会の決議に基づいて監督役員会に与えられている場合、それを行う。
 - (7) 会社定款で別段の定めがない場合に、社債又は有価証券を発行する。
 - (8) 資産の市場価格を確定する。
 - (9) 本法の規定に基づき、会社が発行した株式、社債その他の有価証券を取得する権利が会社定款又は株主総会決議により監督役員会に与えられている場合、それを行う。
 - (10) 年次ビジネスプランの承認（утверждение）が定款により監督役員会の権限事項とされている場合、又は株主総会によりこの問題の決定が監督役員会に委ねられた場合に、これを行う。
 - (11) 年次ビジネスプランの承認（утверждение）が定款で監督役員会の権限事項とされていない場合、又は株主総会がこの問題の決定を監督役員会に委ねない場合、ビジネスプランを容認（одобрение）⁸する。この際、次年度ビジネスプランは当年度の 12 月 1 日までに監督役員会により承認されなければならない。
 - (12) 内部監査機関を設置し、その構成員を任命する。
 - (13) 会社の執行機関の活動に関する全ての文書へのアクセスを持ち、監督役員会に課せられる義務を遂行するためにこれら文書を執行機関から入手する。監督役員会及びその成員は、入手した文書を業務上の目的のみに使用する。
 - (14) 定款が監督役員会の権限事項として定めている場合、執行機関の報酬額を決定する。
 - (15) 監査役会の成員（監査役）へ支払う報酬及び補償の額について助言を出し、監査機関に支払う報酬の限度を定める。
 - (16) 株式配当の額と支払手続について助言をする。
 - (17) 準備金その他積立金を使用する。
 - (18) 会社の経営機関の活動の手続を規定する文書を承認する。
 - (19) 会社の支店及び駐在員事務所を開設する。
 - (20) 子会社及び従属会社を設立する。
 - (21) 本法第 8 章に規定される資産の取得又は譲渡に関する大規模取引を締結する。
 - (22) 本法第 9 章に規定される利害関係のある取引を締結する。
 - (23) 本法及び会社定款に基づき監督役員会の権限とされているその他の事項を解決する。
- 2 会社の監督役員会の権限とされている事項は、会社の執行機関の決定に委ねることはできない。

第 83 条 会社の監督役員会の選出

- 1 会社の監督役員会の構成員は、本法及び会社定款に規定する方法で、株主総会により、1 年の任期で選出される。
- 2 会社の監督役員会の構成員に選出された者は、無制限に再選されることができる。
- 3 会社の合議制執行機関及び単独執行機関の構成員は、会社の監督役員会の構成員に選出すること

⁸ 「容認（одобрение）」：後に他の機関等（ここでは監督役員会）の承認が必要な場合に使われる。

はできない。

- 4 労働契約に基づき会社に従業する者を，同社の監督役員会の構成員に選出することはできない。
- 5 会社の監督役員会の構成員に選出される者に必要な条件は，会社定款又は株主総会の決定により定めることができる。
- 6 監督役員会の役員数は，会社定款又は株主総会の決議により定められる。
- 7 普通株その他の議決権株の所有者である株主が 500 人を超える公開型株式会社の場合，監督役員会の構成員数は，7 人以上でなければならず，普通株その他の議決権株の所有者である株主が 1,000 人を超える公開型株式会社の場合，9 人以上でなければならない。
- 8 監督役員会の構成員を選出する際，株主は所有する株式に基づいて持つ票数の全てを一人の候補者に入れることも，また複数の候補者に分けて入れることもできる。
- 7 監督役員会の構成員に選出されたとみなされるのは，最も多い票を集めた候補者である。

第 84 条 会社の監督役員会の議長

- 1 監督役員会の議長は，会社定款による別段の定めがない場合には，監督役員会の構成員の中から，その構成員全体の過半数票により選出される。
- 2 会社の監督役員会は，会社定款による別段の定めがない場合には，監督役員会の構成員の中から，議長を，その構成員全体の過半数票により再選することができる。
- 3 監督役員会の議長は，会社定款による別段の定めがない場合には，その活動を運営し，監督役員会の会議を招集し，そこで議長を務め，会議で議事録の作成を管理し，株主総会において議長を務める。
- 4 会社の監督役員会の議長が不在の場合には，その機能は監督役員会の構成員の一人によって遂行される。

第 85 条 会社の監督役員会の会議

- 1 会社の監督役員会の会議は，監督役員会の発意に基づいて，又は監督役員会の構成員，監査役会，会社の執行機関若しくは会社定款で規定するその他の者の請求に基づいて，議長によって招集される。会社の監督役員会の会議招集及び開催の方法は，定款により定められる。
- 2 会社の監督役員会の会議を開催するための定足数は，会社定款により定められるが，監督役員会の選出構成員数の 75% 以上でなければならない。監督役員会の構成員数が会社定款で規定された数の 75% 未満になる場合，会社は，監督役員会の新しい構成員を選出するために，特別（臨時）株主総会を招集しなければならない。監督役員会の残りの構成員は，このような特別（臨時）株主総会の招集に関してのみ，決定を下すことができる。
- 3 会社の監督役員会の会議における決定は，本法又は監督役員会の会議の招集手続及び開催手続を定める会社定款による別段の定めがない限り，出席者の過半数票によって採択される。会社の監督役員会の会議における問題の決定の際，監督役員会の各構成員は，1 票を有する。
- 4 会社の監督役員会の一構成員が有する票を監督役員会の他の構成員に譲渡することは，認められない。
- 5 監督役員会が決議を採択する際，監督役員会の構成員の票が同数であった場合に監督役員会の議長に与えられる決定票の権利を，会社定款によって定めることができる。
- 6 会社の監督役員会の会議において，議事録が作成される。
- 7 監督役員会の会議における議事録は，その開催から 10 日以内に作成される。議事録に記載する事項は，次のとおりである。
 - (1) 開催の場所及び日時

- (2) 会議の出席者
 - (3) 会議の議題
 - (4) 議決に付された問題及びそれに関する票決の結果
 - (5) 採択された決定
- 8 会社の監督役員会の会議における議事録には、会議の議長の署名が付され、議長は、議事録の正確性に対する責任を負う。

第 86 条 会社の執行機関

- 1 会社の日常の事業活動に対する管理・指導は、単独制執行機関（理事）又は会社の合議制執行機関（理事会、重役会）によって行われる。
- 2 単独制と合議制の執行機関が同時に存在することを定める会社定款によって、その各々の機関の権限を規定しなければならない。この場合、会社の単独制執行機関の機能を遂行する人（理事）は、合議制執行機関（理事会、重役会）の議長の機能も遂行する。
- 3 株主総会の決議に基づき、会社の執行機関の権限は、契約によって、営利団体（管理会社）又は個人事業者（管理事業者）に移転することができる。締結する契約の条件は、定款による別段の定めがない場合には、会社の監督役員会によって承認される。
- 4 会社の執行機関の権限に属するのは、株主総会又は監督役員会の専決権限である事項を除き、会社による日常の事業活動の管理に関する全ての事項である。
- 5 会社の執行機関は、株主総会の決議及び監督役員会の決定の遂行を運営する。
- 6 会社の単独執行機関（理事）は、委任状なしに、会社の利益を代表し、会社の名において取引を行い、定員規定を承認し、命令を出し、会社の全従業員が遂行すべき事項についての指示を出すなど、会社を代表して行動する。
- 7 会社の執行機関の形成及びその権限の期限前の停止は、株主総会の決議に基づいて行われる。ただし、これらの問題の決定が会社定款により監督役員会の権限事項とされている場合は、この限りではない。会社定款又は株主総会若しくは監督役員会の決定により、単独執行機関（理事）又は合議制執行機関の構成員を任命する際に競争選抜を行うことができる。
- 8 会社の単独執行機関（理事）、会社の合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員、管理会社又は管理事業者が有する権利及び義務は、本法、他の法令及び会社と各々が締結する契約によって定められる。この契約は一年の期間で締結され、その延長（再締結）又は終了（破棄）については、毎年決定する。会社を代表する契約は、監督役員会の議長又は監督役員会から権限を与えられた者の署名が付される。会社の単独執行機関（理事）、会社の合議制執行機関（理事会、重役会）の長、管理会社又は管理事業者と締結する契約においては、株式会社の事業活動の効率向上に関連した当該者の義務及び株主総会又は監督役員会に対する当該者による年次ビジネスプランの進捗に関する定期的な報告について定めなければならない。
- 9 単独執行機関（理事）又は合議制執行機関（理事会、重役会）構成員への給与及び報酬の額並びに管理会社又は管理事業者への報酬支払の条件は、会社の事業活動の効果と直接的に関連づけられるものであり、契約により規定されなければならない。
- 10 会社の単独執行機関（理事）の機能を遂行する者が他組織の管理機関の役職を兼任することは、監督役員会の合意があった場合に限り、許容される。
- 11 株主総会又は監督役員会は、会社の単独執行機関（理事）、合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員、管理会社又は管理事業者が契約条件に違反した場合は、彼らとの契約を破棄する権利が定款によって与えられているときは、それを行うことができる。
- 12 会社の単独執行機関（理事）、合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員、管理会社又は管理事

業者が悪質な定款違反をした場合、又はその行為（不作為）により会社に損失をもたらした場合、監督役員会はこれらの者との契約を期限前に終了させる(破棄する)権利を持つ。

- 13 株主総会が会社の執行機関、管理会社又は管理事業者の権限を期限前に終了させることを決定した場合、執行機関の権限を管理会社又は管理事業者に移譲する問題については、同じ株主総会でそのように決定することも、また、執行機関の長の臨時代行者を任命した上で次の株主総会での検討に回すこともできる。執行機関の設置が株主総会の専権事項となっている場合は、執行機関、管理会社又は管理事業者の期限前権限終了を決定した監督役員会は、執行機関の長の臨時代行者を任命し、執行機関に関する問題を決定するための臨時株主総会を招集する。

第 87 条 会社の合議制執行機関（理事会、重役会）

- 1 会社の合議制執行機関（理事会、重役会）は、会社定款に基づいて行動する。
- 2 合議制執行機関の会議においては、議事録が作成される。合議制執行機関の会議の議事録は、監督役員会又は監査役会の構成員の請求に従って、当該者に提出される。
- 3 会社の合議制執行機関会議の開催を運営するのは、会社の単独執行機関（理事）の機能を果たす者であり、この者は、会社を代表して、全ての文書及び合議制執行機関の議事録に署名を行い、合議制執行機関の決議に従い、その権限の範囲内で会社を代表し、委任状なくして行動する。

第 88 条 監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者の責任

- 1 会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者は、自己の権利を行使し、義務を遂行する際に、会社の利益のために行動しなければならない。
- 2 会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者は、法律及び会社定款に基づいて、会社に対して責任を負う。
- 3 前項の規定にかかわらず、会社に損失をもたらす結果を導いた決議の投票に参加しなかった、又は決議に反対票を投じた会社の監督役員会の構成員及び合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員は、責任を負わない。
- 4 本条の規定に従い、責任を数人で負う場合、それらの者は、会社に対して連帯責任を負う。
- 5 会社又は会社の発行済普通株を合わせて 1%以上所有している株主（単・複数）は、会社にもたらされた損失の補償に関して、会社の監督役員会の構成員、単独執行機関（理事）及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の構成員並びに管理会社又は管理事業者に対する訴えを裁判所に起こすことができる。

第 8 章 会社による大規模取引の実施

第 89 条 会社による資産の取得又は譲渡に関連した大規模取引

- 1 大規模取引とは、次に掲げる取引である。
 - (1) 通常の経済活動を行う過程で実施される取引を除き、締結を決定した日の時点で、会社資産の簿価の 25%以上になる価格の資産を会社が直接的若しくは間接的に取得若しくは譲渡し、又は譲渡する可能性があることに関連する、1 個又は数個の相互関連取引
 - (2) 以前に会社が発行した普通株の 25%以上になる普通株又は普通株に転換可能な優先株の発行に関連した 1 個又は数個の相互関連取引
- 2 大規模取引の対象である資産価値の確定は、会社の監督役員会によって行われる。

第90条 会社による資産の購入又は譲渡に関連する大規模取引の実施

- 1 締結の決定採択日の時点で取引の対象が会社資産の簿価の25%から50%になる価格を有する資産を目的物とする大規模取引を実施する決議は、監督役員会により全会一致により採択される。この場合、監督役員会を退任した構成員の票は、算入されない。
- 2 大規模取引の実施について会社の監督役員会による全会一致に達しない場合、大規模取引の実施についての決議は、監督役員会の決議に基づいて、株主総会の決議に移すことができる。
- 3 締結の決定採択日の時点で取引の対象が会社資産の簿価の50%以上になる価格を有する資産を目的物とする大規模取引を実施する決議は、株主総会において、総会に出席している議決権株の所有者である株主が有する票の4分の3以上の多数票により採択される。

第9章 会社による取引実施の利害関係

第91条 会社による取引実施の利害関係者

会社による取引実施の利害関係者とみなされるのは、会社の監督役員会の構成員、会社におけるその他の管理機関で役職についている者又は自己の従属者（提携者）と共同で会社の議決権株の20%以上を所有している株主であり、かつ、それらの者、その配偶者、両親、兄弟姉妹その他の全ての提携者が、以下に示す立場の者である場合である。

- (1) このような取引の当事者又は当該取引に代表者又は仲介者として参加している者
- (2) 取引の当事者として、又は当該取引に代表者又は仲介者として参加している法人の20%以上の株式（割当て、持分）を所有している者
- (3) 取引の当事者として、又は当該取引に代表者又は仲介者として参加している法人の管理機関において役職に付いている者

第92条 会社による取引実施の利害関係に関する情報

本法第91条に掲げる者は、会社の監督役員会及び監査役会（監査役）に対し、次の情報を提供しなければならない。

- (1) 当該者が法人であり、独立して、又は自己の提携者と共同で議決権株の20%以上（持分、出資分）を所有している場合は、その法人について
- (2) 当該者が法人の管理機関で役職に付いている場合は、その法人について
- (3) 当該者が当事者と認められる可能性がある、実施されているか又は推定される取引について、当該者が知っているもの

第93条 取引実施に利害関係のある取引を締結する手続に対する要件

- 1 取引実施に利害関係のある取引を会社が締結する決議は、監督役員会において、その実施に利害関係のない監督役員会の構成員による全会一致があった場合に、採択される。
- 2 取引実施に利害関係のある取引を会社が締結する決定は、次の場合には、株主総会において、取引に利害関係のない株主の過半数による決議があったときに、採択される。
 - (1) 取引に基づく支払額及び取引の対象である資産の価格が、会社の資産の5%を超える場合
 - (2) 1個の取引又は数個の相互関連取引が、以前に発行された議決権株の5%を超える数に達する会社の議決権株又は他の議決権株に転換可能な有価証券の発行である場合
- 3 取引実施に利害関係のある取引の締結は、その取引が利害関係のある人によって会社に提供される貸付金である場合には、本条第2項に規定する株主総会の決議は必要としない。
- 4 会社と他者間の取引関係の継続で行われる取引で、将来において利害関係を生じる可能性がある

ものを株主総会開催日の時点で特定することが不可能である場合、将来に実施され得る取引の性質とその限度額を示した契約関係を会社と他者間で締結する旨の決定を株主総会が採択すれば、本条第3項の要件は満たされたものとみなされる。

- 5 会社の監督役員会の全構成員が利害関係者と認められる場合、取引は、取引に利害関係のない株主の過半数によって採択される株主総会の決議に基づいて実施することができる。
- 6 取引実施に利害関係のある取引が、同時に、会社による資産の取得又は譲渡に関連する大規模取引である場合、その実施の手続については、本法第8章の規定が適用される。

第94条 取引実施に利害関係のある取引に対する要件を満たさない場合の効果

- 1 取引実施に利害関係のある取引は、本法第93条の定める条件に違反して実施された場合、法律の所定の手続によって無効と認められる。
- 2 利害関係者は、会社に対して、当該利害関係者が会社にもたらした損失の額に関して責任を負う。数人で責任を負っている場合、会社に対する当該利害関係者の責任は、連帯責任となる。

第10章 株式会社の組織変更及び清算

第95条 会社の組織変更

- 1 会社の組織変更は、株主総会の決議に基づいて、新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更の形態で行われる。
- 2 法律に定める場合においては、新設合併、吸収合併及び形態変更の形態による法人の組織変更は、権限の与えられた国家機関の合意があったときに限り、行われる。
- 3 吸収合併の形態による組織変更を除き、会社は、新設法人の国家機関における登記の時点で、組織変更されたとみなされる。
- 4 別会社への吸収合併という形態によって会社の組織変更を行う際、被合併会社については、国の登記機関によって、被合併会社の活動停止の記載が法人の国家統一登記簿にされた時点で、組織変更されたとみなされる。
- 5 会社の組織変更の結果新設された会社についての国家機関における登記及び組織変更前の会社の事業活動停止に関する記載は、法律に定める手続により行われる。
- 6 会社は、組織変更の決議を採択した日から30日以内に、書面により、そのことを自己の債権者に通知する。債権者は、会社に対して、以下の期限までに、債務の停止又は期限前の義務履行及び損害賠償を書面により請求することができる。
 - (1) 会社が債権者に新設合併、吸収合併又は形態変更の形態で組織変更したことに係る通知を送付した日から30日以内
 - (2) 会社が債権者に分割又は分離の形態で組織変更したことに係る通知を送付した日から60日以内
- 7 分割貸借対照表の状況から被分割会社の継承者を確定することが不可能な場合、新設法人は、債権者に対する被分割会社の債務に関して連帯責任を負う。

第96条 新設合併

- 1 新設合併とは、二社又は数社の権利及び義務を新設会社に譲渡する方法で新設会社が設立され、それに伴い、これらの会社の事業活動が停止されることである。
- 2 合併に参加する会社は、合併契約を締結し、その契約の中で、合併の手続及び条件並びに各会社の株式を新設会社の株式及び（又は）有価証券に転換する手続が定められる。各会社の監督役員会は、新設合併という形態での組織変更、合併契約の承認及び譲渡証書の承認に関する問題を、新設

合併に参加する会社の株主総会の決議に付す。

- 3 新設会社の定款の承認及び監督役員会の選任は、新設合併に参加する会社の合同株主総会で行われる。合同株主総会における議決の手續は、会社の合併契約で定めることができる。
- 4 会社の新設合併の際、各会社の権利及び義務は全て、譲渡証書に基づいて、新しく設立される会社に移転する。

第97条 会社の吸収合併

- 1 吸収合併とは、一社又は数社の事業活動が停止され、それらの会社の権利及び義務が他の会社に移転されることである。
- 2 被合併会社及び合併会社は、合併契約を締結し、その契約の中で、合併の手續及び条件並びに被合併会社の株式を会社の株式及び（又は）有価証券に轉換する手續を規定する。各会社の監督役員会は、吸収合併の形態で組織変更すること及び合併契約の承認に関する問題を、吸収合併に参加する自己の会社が開催する株主総会の決議に付す。被合併会社の監督役員会もまた、譲渡証書の承認に関する問題を、株主総会の決議に付す。
- 3 上記会社の合同株主総会は、定款に訂正と追加を加えることに関する決議を採択する。合同株主総会の議決の手續は、合併契約で定められる。
- 4 ある会社を別の会社に吸収合併する際、被合併会社の権利及び義務は、譲渡証書に基づいて移転される。

第98条 会社の分割

- 1 会社分割とは、会社の事業活動が停止され、それに伴ってその権利及び義務が新設会社（複数）に譲渡されることである。
- 2 分割の形態で組織変更される会社の監督役員会は、分割形態による組織変更をすること、その組織変更の手續及び条件、新しい会社の設立並びに分割される会社の株式を設立される会社の株式及び（又は）有価証券に轉換する手續に関する問題を、株主総会の決議に付す。
- 3 分割の形態で組織変更される会社の株主総会は、分割形態での組織変更をすること、新会社の設立並びに分割される会社の株式を設立される会社の株式及び（又は）有価証券に轉換する手續に関する決議を採択する。新たに設立される各々の会社の株主総会は、その会社の定款の承認及び監督役員会の選任に関する決議を採択する。
- 4 会社の分割を行う際、会社の権利及び義務は全て、二社又は数社の新たに設立される会社に、分割貸借対照表に基づいて移転される。

第99条 会社の分離

- 1 会社の分離とは、組織変更される会社の事業活動の停止を伴わないが、その権利及び義務の一部の譲渡を伴い、一社又は数社の会社が設立されることである。
- 2 分離の形態で組織変更される会社の監督役員会は、分離形態による組織変更をすること、分離を実施する手續及び条件、新会社の設立、その株式を分離される会社の株式及び（又は）有価証券に轉換する可能性及び当該轉換の手續並びに分離貸借対照表の承認に関する問題を、株主総会の決議に付す。
- 3 分割の形態で組織変更される株主総会は、分離形態による会社の組織変更をすること、分離の手續及び条件、新会社の設立、その株式を分離される会社の株式及び（又は）有価証券に轉換する可能性及び当該轉換の手續並びに分離貸借対照表の承認に関する決議を採択する。
- 4 会社の構成から一社又は数社を分離する場合、その各々の会社に、分離の形態で組織変更される

会社の権利及び義務の一部が、分離貸借対照表に基づいて移転される。

第100条 会社の形態変更

- 1 会社は、法律に定められている要件に従い、他のいかなる経営体の会社や合資会社（合名会社）にも、形態変更することができる。
- 2 形態変更される会社の監督役員会は、会社の形態変更をすること並びに形態変更を行う手続及び条件に関する問題を、株主総会の決議に付す。
- 3 形態変更される会社の株主総会は、形態変更をすること並びに形態変更を行う手続及び条件に関する決議を採択する。形態変更によって設立される新法人の社員は、自己の合同会議で、法律の規定に従い、その設立書類の承認と管理機関の選任（任命）に関する決定を採択する。
- 4 会社を新設法人に形態変更する際、形態変更される会社の権利及び義務は全て、譲渡証書に基づいて移転される。

第101条 会社の清算

- 1 会社は、清算することにより、会社の権利及び義務が権利継承の手続により他人に移転することなく、その活動を終了する。
- 2 会社が自発的に清算する場合には、清算会社の監督役員会は、会社の清算及び清算委員会の選任に関する事項を株主総会の決議に付す。
- 3 自発的に清算される会社の株主総会は、会社の清算及び登録機関の承諾を得た清算委員会の選任について決議を行う。
- 4 裁判所の判決を根拠に株式会社を清算する場合には、清算委員会の選任は、法律に定める手続によって行われる。
- 5 清算委員会の選任の時点から、会社経営に関する全ての権限が清算委員会に移転する。清算委員会は、清算される会社の名において裁判に参加する。
- 6 国が清算される会社の株主である場合、清算委員会にその構成員として国家財産管理の権限を有する機関の代表者を加える。

第102条 会社の清算手続

- 1 清算委員会は、法人登記に関する情報を掲載する刊行物に、会社の清算並びにその会社の債権者が債権を届け出するための手続及び期間について公告する。債権者が債権を届け出る期間は、会社の清算に関する公告の日から2か月を下回ってはならない。
- 2 清算を決定した時点において会社が債権者に対して債務を負っていない場合には、その財産を本法第103条に従って株主に分配する。
- 3 清算委員会は、債権者を明らかにし、債権を回収するための措置を講じ、債権者に対して会社の清算に関する書面による通知を行う。
- 4 債権者の債権届出期間が満了した時、清算委員会は、清算会社の財産目録、債権者が届け出た債権及びその債権の審理結果に関する情報を含む中間清算貸借対照表を作成する。中間清算貸借対照表は、株主総会の承認を受ける。
- 5 清算される会社において債権者の債権を弁済するための資金が不足している場合には、清算委員会は、会社のその他の財産を公の競売にかけて売却する。
- 6 清算委員会は、中間清算貸借対照表の承認の日から、それに基づき、法律に定める順序により、清算会社の債権者に金銭を支払う。
- 7 債権者への弁済完了後、清算委員会は清算貸借対照表を作成し、株主総会は、それを承認する。

第 103 条 株主間で行う清算会社の財産分配

- 1 債権者に対する弁済を完了した後に残った清算会社の財産は、次に掲げる順序に従い、清算委員会によって株主間で分配がされる。
 - (1) 第一に、本法第 44 条による買取義務のある株式に対して支払を行う。
 - (2) 第二に、優先株に対して、加算されている未払配当及び会社の定款に定める優先株の清算価額を支払う。
 - (3) 第三に、普通株及び各種優先株を所有する株主の間で、清算会社の財産を分配する。
- 2 各々の順位が決められた財産分配は、前順位の財産分配が完全に行われた後に実施される。
- 3 加算されている未払配当及び会社の定款に定める清算価額を同種の優先株を所有する全株主に支払う場合、会社の財産が足りないときは、この種の優先株を所有する株主に対して、その持株数の割合に応じた財産分配を行う。
- 4 外国の投資家は、財産の清算価額から取得した取分を、所定の手続に従い、通貨交換することができる。

第 104 条 会社の清算時

国家登記機関が法人の国家統一登記簿に清算登記をした時点において、会社の清算手続は完了し、会社は消滅したものとみなされる。

第 11 章 簿記及び報告書類の保管 会社に関する情報

第 105 条 会社の会計帳簿及び財務報告

- 1 会社は、法律に定める手続に従って会計帳簿を作成し、財務報告をしなければならない。
- 2 会社の執行機関は、会社の会計帳簿の作成、その状況及び信頼性、毎年度の報告書その他の財務報告書を適時に関係機関に提出すること並びに株主、債権者及びマスコミに会社の経営に関する情報を提示することについて、法律に従った責任を負う。
- 3 株主総会に対する会社の年次報告、貸借対照表及び損益計算書に含まれる数字の正確性は、会社の監査役会による証明を受けなければならない。
- 4 上記書類を公表する前に、会社は、年度検査及び年度財務報告の検査を受けるために、会社及びその株主と資産上の利害関係のない会計監査機関を雇わなければならない。
- 5 会社の年次報告は、年度の定時株主総会が開催される日の 30 日前までに、監督役員会による事前承認が必要である。

第 106 条 会社の書類の保管

会社が保管すべき書類は、次のとおりである。

- (1) 会社定款、所定の手続を経て登録されている会社定款に対する訂正及び追加、会社設立の決定書並びに会社の国家機関による登記証明書
- (2) 会社の収支に含まれている資産に対する会社の権利を証明する書類
- (3) 会社の株主総会及び他の管理機関の承認を得た書類
- (4) 会社の支店及び駐在員事務所の規約
- (5) 年次財務報告
- (6) 株式発行の目論見書
- (7) 会計帳簿書類
- (8) 管轄機関に提出される財務報告の書類

- (9) 株主総会の議事録，監督役員会，監査役会及び合議制執行機関（理事会，重役会）の会議の議事録
- (10) 会社の提携者の所有株式数及び種類を明記した提携者名簿
- (11) 監査役会，会計監査人及び国家の財務監査機関による調査報告書
- (12) 会社定款，会社の管理機関の決定によって定められているその他の書類及び法律に定める書類

第 107 条 会社による情報提供

- 1 会社は，株主に対して，会計帳簿と合議制執行機関の会議の議事録を除き，本法第 106 条第 1 項に定める書類を見ることができるとを保証しなければならない。
- 2 株主の請求があった場合，会社は本法に定める書類の謄本を株主に対して有料で提供しなければならない。支払額は会社によって定められ，それは，書類の謄本の作成及び書類の郵送にかかる実費を上回らないものとする。

第 108 条 会社による情報の義務的公表

- 1 公開型株式会社がマスメディアを通じて毎年公表すべきものは，以下のとおりである。
 - (1) 会社の年次報告，貸借対照表及び損益計算書
 - (2) 会社の株式発行の目論見書
 - (3) 本法に定める手続に基づく株主総会開催の通知
 - (4) 会社の提携者の所有株式数及び種類を明記した提携者名簿
 - (5) その他国家の権限の与えられた機関が定める情報
- 2 閉鎖型株式会社を含む株式会社は，社債や有価証券を公開募集で発行する場合，国家の権限の与えられた機関が定める範囲と手続に基づき，情報を公表しなければならない。
- 3 本法に定める会社の情報の公表を，マスメディアが理由の説明なく拒否することは許されない。

第 109 条 会社の提携者に関する情報

- 1 法令に基づいて，提携者⁹の認定が行われる。
- 2 会社の提携者は，株式取得から 10 日以内に，自己の所有する株式の数と種類を明記した上で，自己が所有する株式に関する書面の通知を会社に提出しなければならない。
- 3 提携者の責任により当該情報を提出しなかった結果，又は会社に適時に当該情報を提出しなかった結果，会社に財産的な損失を与えた場合，当該提携者は，会社が被った損失額について，会社に対する責任を負う。
- 4 会社は，提携者を記録し，法令の規定に従い，提携者に関する報告書を提出しなければならない。

第 12 章 会社の事業活動に対する監査

第 110 条 監査役会

- 1 株主総会は，会社の財務・経済活動に対する監査を行うために，会社定款に基づき，監査役会を選任する。
- 2 会社の監査役会の権限は，本法及び会社定款で定められる。
- 3 会社の監査役会が行う活動の手続は，株主総会が承認する規程によって定められる。
- 4 会社の財政・経済活動に対する調査（監査）は，年度又は別の期間の活動結果に関して，監査役

⁹ 「株式会社における提携者，会計手続及び情報公開手続に関する規程」（2002 年 11 月 20 日付け国有資産管理国家委員会付属証券市場機能に対する調整・監督センター，金融省，非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会決定）第 4 条参照

会の発意，株主総会の決議，監督役員会の決定，又は会社の議決権株の10%以上を合わせて所有している株主（単・複数）の請求によって行われる。

- 5 会社の管理機関に役職のある者は，会社の監査役会の請求に基づき，監査役会に対して，財務・経済活動に関する書類を提出しなければならない。
- 6 会社の監査役会は，本法第72条に基づき，臨時株主総会の招集を請求することができる。
- 7 会社の監査役会の役員は，同時に監督役員会の役員であってはならず，会社における他の管理機関の役職に付くことができない。監督役員会の役員又は管理機関の役職にある者が所有する株式は，会社の監査役会の役員を選任する投票には参加できない。

第110-1条 内部監査機関

- 1 資産簿価が10億スムを超える会社には，内部監査機関を設置するものとする。内部監査機関は，監督役員会に対し報告義務を持つ。
- 2 内部監査機関は，執行機関，駐在員事務所及び支店の活動の監督及び評価を行うものであり，そのために法令，設立書類及びその他の文書の遵守状況，会計帳簿及び財務報告書に記載されるデータの完全性や信憑性，並びに事業活動実施のために策定された規則や手続，資産の保全及び会社経営に関する法定要件の遵守状況を確認し，監視する。
- 3 内部監査機関は，ウズベキスタン共和国内閣が定める手続に従い業務を行う。

第111条 会計監査機関

- 1 会計監査機関は，法令が定める手続に従い，会社と締結した契約に基づいて，会社の財務・経済活動の監査を行い，会社に監査報告書を提出する。
- 2 監査機関は，会計報告及びその他の会社の財務情報に関する誤った結論を含んだ監査報告書を作成したことにより損害を発生させた場合，会社に対して責任を負う。
- 3 資本金における国家の持分が50パーセントを超える会社については，監査機関の選択は，ウズベキスタン共和国国有財産管理国家委員会及びウズベキスタン共和国財務省が作成する一覧から競争選抜で行われる。

第112条 監査役会又は会計監査人の調査報告

会社の財務・経済活動を調査した結果に基づいて，監査役会は調査報告書を作成し，当該調査報告書には，次の事項が含まれる。

- (1) 会社の報告及び他の財務書類に含まれるデータの信頼性に対する評価
- (2) 会計帳簿をつける手続，財務報告を提出する手続及び財務・経済活動を行う上での法律違反に関する事実

第13章 総括条項

第113条 株主の権利及び利益の保障

- 1 国家は，株主の権利及び法律上の利益を保障する。
- 2 会社の財務・経済活動及びその他の活動に対する国家機関又は他の機関による干渉は許されない。その不法行為に対しては，裁判手続による不服の訴えができる。

第114条 株主の権利保護の制度

- 1 株主の権利は，以下の者によって擁護される。
 - (1) 本法に規定する方法及び会社定款に定める義務を遂行する方法に基づき，発行者（株式会社の

管理機関)

- (2) 法律に基づき、証券会社及び証券取引所
- (3) 有価証券市場における専門の参加人が結成する任意団体
- (4) 保険会社
- (5) 国家により権限を与えられた有価証券市場管理・調整機関
- (6) 会計監査機関
- (7) 司法機関

2 株主と有価証券市場の他の主体との間で起こった紛争は、裁判手続で解決される。

第 115 条 株主の権利を擁護する方法

1 株主の権利の擁護は、次の方法で行われる。

- (1) 権利の確認
- (2) 権利侵害前にあった原状の回復及び権利を侵害する行為又はその侵害のおそれを生み出す行為の阻止
- (3) 取引の無効認定及び当該無効の効果の適用
- (4) 自己防衛
- (5) 現物履行の命令
- (6) 損害賠償
- (7) 違約金の徴収
- (8) 精神的に被った損害の補償
- (9) 法的関係の消滅と変更

2 株主は、自己の法的権利を擁護するために、任意に社会団体に参加することができる。

3 株主の権利の擁護は、法令に定める別の方法によっても行うこともできる。

第 116 条 民営化企業による株式の初回発行に際する従業員の権利の擁護

株式会社に組織変更された国営企業における従業員の株式取得権の擁護は、法律で保障される。従業員に発行すべき株式の割合は、各々の具体的な場合に関して、国有財産を管理する権限を与えられた機関によって定められる。

第 117 条 証券会社の責任

証券会社、証券取引所、会計監査人及びその他の者の責任は、法律によって規制される。

第 118 条 国際条約・協定

ウズベキスタン共和国の国際条約及び国際協定で、ウズベキスタン共和国の法律で定める規定とは異なる規定が定められている場合、国際条約や国際協定の規定が適用される。